

平成25年度

国際科学技術共同研究推進事業

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム

Science and Technology Research Partnership
for Sustainable Development (SATREPS)
International Collaborative Research Program

研究課題募集の案内

[公募要領]

独立行政法人科学技術振興機構（J S T）

地球規模課題国際協力室

平成24年9月

目 次

I. プログラム概要	1
1. プログラムの趣旨	1
2. プログラムの概要	1
II. 応募・選考要領	8
1. 応募・選考の概要	8
2. 募集・選考スケジュール	8
3. 対象となる国（共同研究相手国）	9
4. 応募方法	9
5. 研究課題を募集する分野と研究領域	10
6. 選考の観点および留意事項	15
7. 選考方法等について	16
8. 研究代表者（応募者）の要件	17
9. 採択された研究代表者の責務等	18
10. 研究機関の要件・責務等	19
11. 研究期間	21
12. 研究費（JST からの委託研究費）	21
13. JST と JICA の支給経費の執行区分	22
14. 研究提案書類等	24
III. JST による本プログラム推進の仕組み	25
1. 運営統括（PD：プログラムディレクター）	25
2. 研究主幹（PO：プログラムオフィサー）	25
3. 研究計画	25
4. 課題評価	25
5. 研究契約と知的財産権の帰属	26
6. 日本側研究機関と相手国研究機関の合意事項	27
IV. ODA による技術協力の概要	28
1. 政府開発援助（ODA）とは	28
2. 技術協力とは	28
3. 技術協力プロジェクト実施の流れ	29
4. 技術協力プロジェクト実施体制	31
5. プロジェクト採択後の JICA と研究代表者所属機関の契約	32
6. 業務調整員について	35
7. プロジェクトの評価について	36
8. 科学技術研究員派遣（技術協力個別案件（専門家）型）について	36
9. ODA に関する問合せ先	37

V. 応募に際しての注意事項	40
1. 研究提案書類記載事項等の情報の取り扱いについて	40
2. 不合理な重複および過度の集中	41
3. JST 委託研究費の不正使用および不正受給への対応	42
4. JST 委託契約による研究活動の不正行為に対する措置	42
5. 他の競争的資金制度で申請および参加の制限が行われた研究者に対する措置	43
6. 研究機関における JST 委託研究費の適切な管理・監査の体制整備等について	44
7. その他	45
Q & A	49
別添 1 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムの対象国	58
別添 2 研究提案書類様式の記入要領	59
別添 3 研究分野	81
別添 4 研究キーワード表	82
別添 5 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募について	84
1. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について	84
2. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の操作方法に関する問い合わせ先	84
3. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の使用に当たっての留意事項	84
4. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を利用した応募の流れおよび注意事項	86
5. 提案書類の注意事項	88
6. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への入力項目について	89

I. プログラム概要

1. プログラムの趣旨

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)は、開発途上国のニーズを基に、地球規模課題*¹を対象とし、将来的な社会実装*²の構想を有する国際共同研究を政府開発援助(ODA)と連携して推進し、地球規模課題の解決および科学技術水準の向上につながる新たな知見を獲得することを目的としています。また、その国際共同研究を通じて開発途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築を図ります。

*¹ 地球規模課題：一国や一地域だけで解決することが困難であり、国際社会が共同で取り組むことが求められている課題

*² 社会実装：具体的な研究成果の社会還元。研究の結果得られた新たな技術や知見が、将来製品化され市場に普及する、あるいは行政サービスに反映されることにより社会や経済に便益をもたらすこと。

2. プログラムの概要

(1) 本プログラムの政策的位置づけと目的

平成23年8月に閣議決定された第4期科学技術基本計画では、目指すべき国の姿として、地球温暖化や大規模な自然災害、新興・再興感染症など、地球規模で発生する深刻かつ重大な課題に対し、国際協調と協力の下、これまでの我が国の経験や実績、さらには我が国独自の知的資産と創造性をもって積極的に取り組み、貢献していくことで、その解決を先導する国となることがうたわれています。このため具体的には、我が国は、大学や公的研究機関、産業界、さらには諸外国や国際機関と連携・協力し、地球規模課題解決のための研究開発を推進すると共に、得られた成果の国内外への普及と展開を促進し、国際社会の合意形成を先導する必要があります。また、地球規模課題に取り組むと同時に、アジア・アフリカ諸国をはじめとする開発途上国の自立的、持続的な発展を支えるには、日本の技術を適用、移転するという従来の手法に加え、日本と相手国の大学・研究機関等が連携して、新たな技術の開発・応用や新しい知見の獲得のための共同研究を実施し、相手国の総合的な対処能力の向上と、両国の科学技術水準の向上につなげていくことが必要です。

また、同基本計画では、我が国や世界が直面する重要課題に対応していくためには、産学官の多様な機関の参画を得て、分野横断的に、かつ各機関で進められている基礎から応用、開発、更に事業化、実用化の各段階に至るまでの活動を相互に連携させ、新たな価値創造に結びつくよう、研究開発等の取組を総合的かつ計画的に推進していく必要があることが記されています。

さらに、上記基本計画では、国内外のあらゆる場で活躍できる人材、世界をリードする人材、

次代を担う人材の育成と確保、キャリアパスの充実を積極的に進め、我が国の将来を担う人々が、夢と希望を抱いて科学技術イノベーションの世界に積極的に飛び込むことができるよう、取り組みを強化することがうたわれており、国際共同研究を通じてグローバル化に対応した我が国の人材育成にもつながることが期待されています。

このような産学官の知識を結集した研究開発及び成果の還元促進の必要性については、平成24年7月に閣議決定された「日本再生戦略」においても産学官の知識を結集して研究開発および成果の還元を促進するため、科学技術イノベーション政策推進体制を強化し、国際的な取組や産学官連携等を推進することを目指しています。また、グリーン・イノベーションやライフ・イノベーション等により我が国が直面する課題を解決することで新たな成長産業の創出を図ることが求められています。なお本戦略では、日本のプレゼンスを強化するため、世界が抱える諸課題の解決に、ODAを戦略的に活用しつつ、世界に対して新たな成長・国際貢献モデルを提示していくことも期待されています。

平成25年度の公募においては、これらの方針を踏まえつつ、本プログラムの趣旨に合致する提案がなされることを期待します。

(2) 本プログラムの仕組み

本プログラムでは、図1にあるように独立行政法人科学技術振興機構（JST）と独立行政法人国際協力機構（JICA）が連携して地球規模課題を対象とする開発途上国との国際共同研究を推進することにより、地球規模課題の解決および科学技術水準の向上につながる新たな知見を相手国研究機関と共同で獲得されることを目指します。具体的には、日本国内等、相手国内以外に必要な研究費についてはJSTが委託研究費として支援し、相手国内で必要な経費^{*3}についてはJICAの技術協力プロジェクトの枠組みにおいてJICAが支援します。このようにSATREPSでは、国際共同研究全体の研究開発マネジメントを、国内研究機関へのファンディングプロジェクト運営ノウハウを有するJSTと、開発途上国への技術協力を実施するJICAが協力して行います。この国際共同研究の推進により日本側の研究機関はフィールドや対象物が開発途上国にある研究を効果的に行うことができ、開発途上国側の研究機関（公共性のある活動を行っている大学・研究機関等。ただし軍事関係を除く。）は研究拠点の機材整備や共同研究を通じた人材育成等により、自立的・持続的活動の体制構築が可能となることが期待されます。

^{*3} JICAからの支援は技術協力プロジェクトの枠組みで行われ、研究に必要な施設や設備の提供、カウンターパートの配置、ローカルコスト負担、フィールド調査にかかる関係機関の許可取得等において相手国側の自助努力が求められます。経費面でいえば、相手国側研究者の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、供与機材の運用や維持管理の経費、相手国側研究者の相手国内旅費等は、原則として相手国側負担となります。また、研究に必要な設備・資機材についても、相手国側による負担や既存の設備・備品の活用を求め、JICAからの支援は真に必要なものに絞り込みます。技術協力プロジェクト実施に必要な日本側の投入（専門家派遣・機材供与・相手国側研究者の招へい・調査団派遣等）と経費の

概略は JICA による詳細計画策定調査等を経て決定されます。

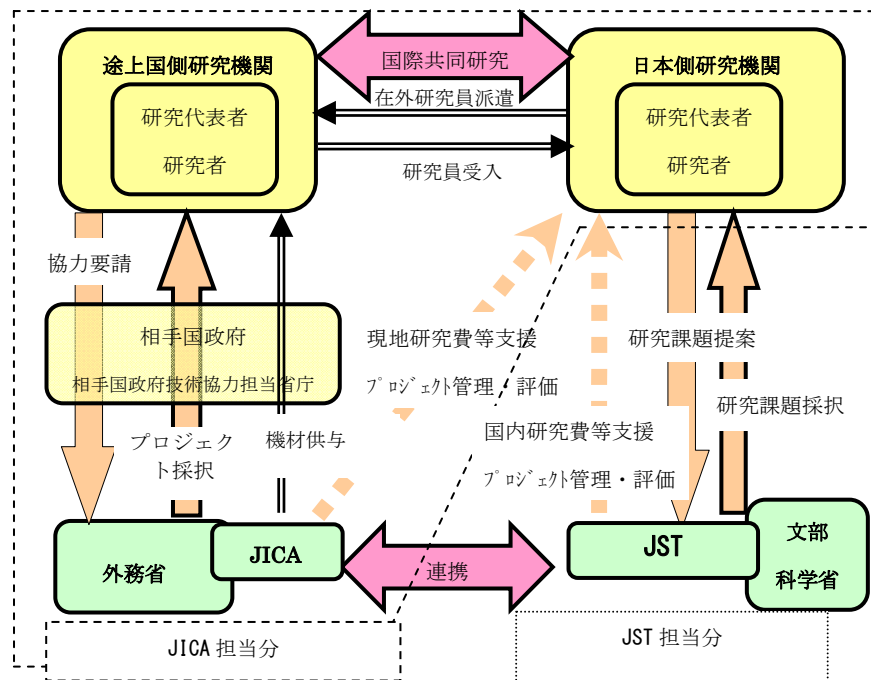


図1 SATREPS の実施体制

(3) 本プログラムの主な流れ

a) 研究領域設定、提案・要請募集について

地球規模課題の解決のために特に重要なものとして推進すべき研究分野を国（文部科学省）が設定し、そのもとに、プログラム全体の運営のとりまとめを行う運営統括（PD：プログラムディレクター）、各研究領域における研究推進のとりまとめを行う研究主幹（PO：プログラムオフィサー）、および研究分野をさらに具体化した研究領域を JST が定めます。

JST では国内の大学、研究機関等に所属する研究者を対象に、研究領域ごとに研究提案の募集を実施し、研究主幹および外部の有識者で構成される審査委員会にて研究課題を選定します。

JST での公募選考と並行して外務省は、開発途上国から国際共同研究を行う技術協力プロジェクトの要請を受け、本邦にて JICA とともに内容を検討します。したがって日本側の研究代表者は JST への研究課題の応募にあたって、相手国側研究者と共同研究内容を十分に調整していただくとともに、相手国研究機関から相手国の技術協力担当省庁を通じて技術協力プロジェクトの正式要請が所定の期限までに日本の外務省に提出されること^{*4}が要件となります。

^{*4} 技術協力プロジェクト要請の相手国内の受付締切日は、相手国によって異なりますのでご注意ください。

参照	IV. 3. (29 ページ)
----	-----------------

b) JST における研究課題の決定と、外務省/JICA における技術協力プロジェクトの決定について

JST による研究課題の選考と外務省/JICA による技術協力プロジェクトの採否検討のプロセスを連携して実施することにより、研究課題と技術協力プロジェクト要請のいずれもが採択に値すると判断された場合に、当該研究課題と技術協力プロジェクト要請が実施課題（プロジェクト）として採択されます。その決定を受けて外務省は相手国へ通報します（図2 参照）。

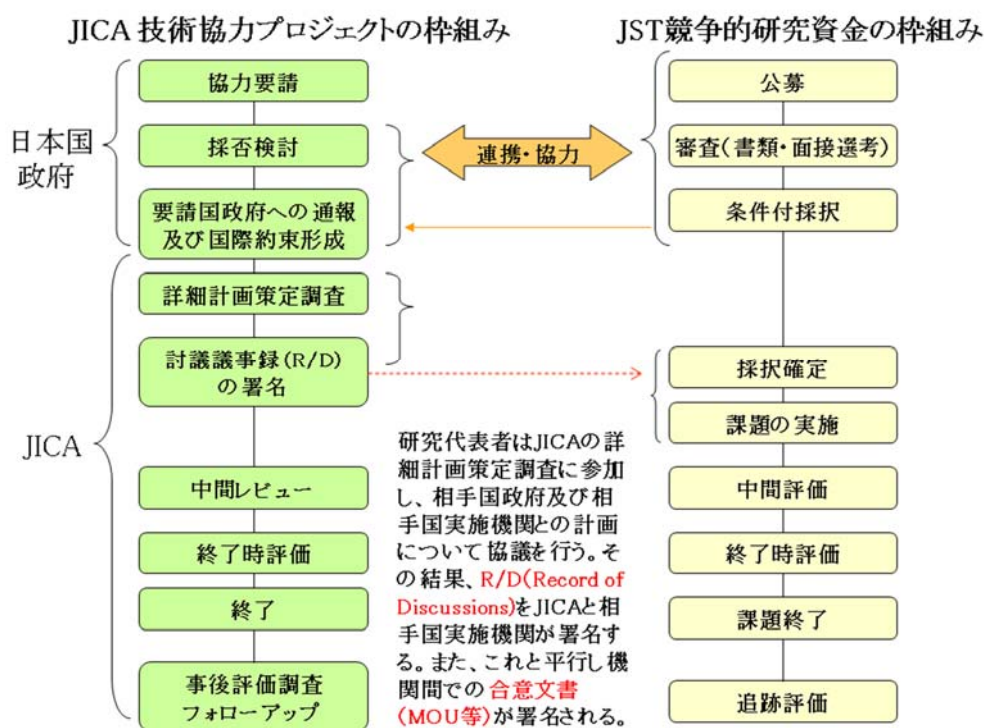


図2 SATREPS における公募・選考から評価までの流れ

c) 国際共同研究実施に向けての準備

国際共同研究を実施する前提として、相手国研究機関等と JICA との間で技術協力プロジェクトの実施内容の合意のため、討議議事録（R/D：Record of Discussions）、また研究機関（当事者）間で共同研究に関わる合意文書（MOU：Memorandum of Understanding 等）が R/D および JST の委託研究契約書と整合する内容で署名されることが必要となるため、条件付採択を受けた研究代表者および研究参加者はこれらの文書の速やかな取り交わしに向け協力をいただきます。

条件付採択通知後、まず JST は日本側研究代表者の所属機関と暫定委託研究契約を締結します。それにより R/D の署名後速やかに国際共同研究を開始するために、R/D の署名前であっても、共同研究の準備のために必要となる日本国内側の研究費に限って、JST の支援による委託研究費を執行していただくことが可能となります。

また JICA は、要請背景や要請内容の確認および共同研究内容の協議を目的として、日本側研究代表者を含む調査団を相手国へ派遣（詳細計画策定調査）します。この調査において、調査団は合意事項を協議議事録（M/M：Minutes of Meeting）に取り纏め相手国との間で署名します。その後、JICA はこの M/M の内容を踏まえて R/D を作成し、JICA 在外事務所長と相手国側代表者

が当該 R/D に署名することで、技術協力プロジェクトが実施に移されることとなります。

ただし、この R/D の署名に時間を要し、この署名そのものが採択年度末（2013年度末）までになされず、また近日中に署名がなされる見通しも無い場合のほか、治安の悪化その他の事由^{*5}が生じた場合等には、研究課題の条件付採択決定後であっても、研究そのものが実施できなくなることで、そしてプロジェクト開始に向けての準備作業が中断されることもあり得ます。最終的に R/D の署名が不可能となる場合は採択された研究課題そのものの実施ができないこととなり、JST からの委託研究費もその時点で執行できなくなることをあらかじめ承知おきください。

^{*5} 天災、治安の悪化、相手国政府による決定その他の不可抗力、研究費の不正な使用、研究活動の不正行為等を想定しています。

d) 国際共同研究の実施

正式に国際共同研究として SATREPS の研究課題を実施するにあたっては、研究代表者および研究参加者には JST との契約（委託研究契約）および JICA との契約（取極め^{*6}および事業契約書）に基づき活動いただくこととなります。研究代表者には、研究課題・プロジェクト運営管理の全般にかかる総括としての業務遂行に責任を負っていただきます。国際共同研究を円滑に進めるために、研究代表者が共同研究期間中に必ずしも相手国に常駐する形で派遣される必要はありませんが、日本側の研究メンバーの一人が在外研究員としてできるだけ常駐に近い形で相手国へ派遣されることが期待されます^{*7, *8}。

^{*6} 取極めは、JICA と研究代表者所属機関の権利・義務を包括的に規定するものです。JICA の技術協力プロジェクトを実施する際には、JICA と研究代表者所属機関との間で「地球規模課題対応国際科学技術協力における技術協力の実施に関する取極め」を初回の採択プロジェクトの R/D 署名に合わせて締結します。さらに、JICA と研究代表者所属機関は、JICA が負担すべき経費の内容を明確にし、その概算額や経理手続きについて双方で確認するための文書として事業契約書を締結します。

参照	IV. 5. (32 ページ)
----	-----------------

^{*7} 在外研究員として派遣されるのは研究代表者に限られるわけではなく、共同研究に必要な日本側研究チーム内のメンバー等でもかまいません。ただし、学部や大学院等の学生は在外研究員としては派遣できません。

参照	Q&A (52 ページ)
----	--------------

なお、研究代表者以外の研究チーム内の研究者が相手国へ派遣され、研究代表者が日本に残っている場合であっても、研究代表者が当該研究者の JICA 技術協力プロジェクトとしての相手国内での活動に対しても責任を負う「日本側研究チームの総括責任者」であることに留意ください。

^{*8} JICA では、通常の技術協力プロジェクトにおいて、専門家の支援や現地業務費の管理あるいは

は JICA 在外事務所による機材調達支援等のために、業務調整員を公募により採用して相手国側に常駐させており、本プログラムにおいても同様に業務調整員を配置することとしています。なお、この業務調整員は研究業務を兼任しません。

e) 人材の育成について

・国費留学生制度等による人材育成の可能性

平成 22 年度より文部科学省の国費留学生制度（大学推薦）において、本プログラムの採択課題を対象に『地球規模枠』が新設されました。地球規模枠では、日本側研究機関において博士号を取得することによって、相手国において将来的に当該研究の中心的な役割を担う若手研究者を育成することを目指しています。国費留学生制度の応募は、文部科学省において実施され、本プログラムの予算とは別予算での支援となります。詳細については、国費留学生制度のウェブサイトを参照ください。なお、予算成立の状況等により変更・調整が必要となる場合があることをあらかじめご了承ください。

文部科学省 国費外国人留学生制度

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm

・招へい外国人研究員の受入

ODA 予算においても相手国側の研究者を招へいする制度（本プログラムでは「招へい外国人研究員の受入」という）があります。国際共同研究を実施している相手国共同研究機関から研究員を日本に招へいし、日本国内で研究を行っていただきます。対象者は将来的に長期にわたり相手国研究機関において重要な役割を担うことが期待され、かつ共同研究推進の点からも不可欠と判断される人です。なお、招へい外国人研究員の受入は、原則として R/D に記載された協力期間内に終了することが条件となりますので留意ください。

・若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成 23 年 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会）（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm）を踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いいたします。

これらの制度を効果的に活用することによって、相手国において研究を推進する中心的な人材や若手研究者の育成や日本との継続的な国際共同研究の体制強化等の相乗効果を期待しています。

※主な科学技術政策

「科学・技術外交戦略タスクフォース 報告書」(平成 22 年 2 月、総合科学技術会議)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/sonota/kagigaiko/8kai/siryoi-1.pdf>

「第 4 期科学技術基本計画」(平成 23 年 8 月 19 日、閣議決定)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/4honbun.pdf>

「科学技術に関する予算等の資源配分方針」(平成 24 年 7 月 30 日、総合科学技術会議)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/budget/houshin.html>

「平成 25 年度科学技術重要施策アクションプラン」

(平成 24 年 7 月 19 日、科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員)

http://www8.cao.go.jp/cstp/budget/h25ap/h25ap_honbun.pdf

「宇宙基本計画」(平成 21 年 6 月 2 日、宇宙開発戦略本部)」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/keikaku/keikaku_honbun.pdf

II. 応募・選考要領

1. 応募・選考の概要

今回の公募において研究課題提案を募集する分野・研究領域は、下記のとおり4分野5研究領域です。

分野 (研究領域数)	相手国からの協力要請	採択・選定 予定件数	研究期間	JSTからの 委託研究費
環境・エネルギー分野 (2研究領域)	必須	合計で 15件程度	3～5年	年間36百万円 【間接経費を含む】程度 (5年計画であれば総額 1.8億円程度)
生物資源分野 (1研究領域)				
防災分野 (1研究領域)				
感染症分野 (1研究領域)				

予算概算要求段階の予定件数、委託研究費であり、厳しい財政状況の中、採択件数および委託研究費の額は変更されることがあります。

2. 募集・選考スケジュール

募集・選考スケジュールは以下の通りです。

募集開始日、受付締切日は確定していますが、他の日程は全て予定です。今後変更となることもあります。詳細な日程はプログラムのサイトに掲載しますので、適宜参照ください。

SATREPS 公募に関するウェブサイト

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

募集開始	平成24年9月26日(水)
受付締切(ODA 要請書の外務省到着 締切も同じ) *9	平成24年11月13日(火) 正午【厳守】
書類選考期間	平成24年12月上旬～平成25年2月下旬
書類選考結果の通知	平成25年2月頃
面接選考期間	平成25年3月
決定・通知	条件付採択決定・通知*10
	平成25年4月下旬頃
国際共同研究開始	平成25年6月以降でR/D署名後*10

*9 締切までに相手国政府から外務省へ ODA 要請書が到着していることが、選考の要件となります。詳細は、P.29 をご確認ください。

*10 条件付採択決定とほぼ同時期に、相手国政府への JICA 技術協力プロジェクトとしての採択通知が外務省より発出されます。その後、JICA と相手国研究機関等との間で R/D の署名が成立した研究課題から正式に採択決定となり、国際共同研究が開始されます。なお、JST および JICA による条件付採択結果の公表については、原則として研究代表者への条件付採択通知以降、然るべき時期に行うことを想定しています。

3. 対象となる国（共同研究相手国）

本プログラムの対象となっている諸国は別添 1 を参照ください。地域としては、アジア・アフリカを重点としています。

参照	別添 1 (58 ページ)
----	---------------

4. 応募方法

平成 25 年度の研究提案書類の様式は、府省共通研究開発管理システム（以下、e-Rad）よりダウンロードし各自記載の上、e-Rad によりご提出ください。様式 2 内の成果目標シートについての作成要領、また e-Rad の操作マニュアル（本プログラム提案者用補足資料）も参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

e-Rad による応募方法について、詳しくは別添 5 をご覧ください。

参照	別添 5 (84 ページ)
----	---------------

また、応募に際し研究代表者を始め研究チームに参加を予定している方（相手国研究者を含む）は、SATREPS の登録制コミュニティサイト（ソーシャルネットワーキングサービス SNS）である「Friends of SATREPS」に登録をさせていただきようお願いします。また、「Friends of SATREPS」において、提案される研究課題についてコミュニティを立ち上げていただきますようお願いいたします。コミュニティ作成の際には、コミュニティカテゴリから「H:FY2013 SATREPS Application（平成 25 年度 SATREPS 応募）」を選択してください。トピック公開範囲の設定はどちらでも構いません（例：提案内容を対外的に PR したい場合は「全員に公開」、まだ対外的に公開したく無い場合は「コミュニティ参加者のみ公開」など）。

登録制コミュニティサイト 「Friends of SATREPS」

<https://fos.jst.go.jp/>

なお、Facebook に SATREPS ファンページがあります。

<http://www.facebook.com/Friends.of.SATREPS>

参照	Q&A (50 ページ)
----	--------------

5. 研究課題を募集する分野と研究領域

提案者は研究提案募集に対して、以下の全研究領域を通じて、研究代表者として研究課題の提案を1件のみ行うことができます。

<研究課題を募集する分野と研究領域一覧>

分野	研究領域
環境・エネルギー分野	①「地球規模の環境課題の解決に資する研究」
	②「低炭素社会の実現に向けたエネルギーシステムに関する研究」
生物資源分野	③「生物資源の持続可能な生産・利用に資する研究」
防災分野	④「開発途上国のニーズを踏まえた防災科学技術」
感染症分野	⑤「開発途上国のニーズを踏まえた感染症対策研究」

以下の研究領域の内容をよくお読みになり、SATREPS および研究領域にふさわしい研究提案を行ってください。

なお、研究提案にあたって応募する研究分野・領域が一つに定まらない境界領域の課題である場合は、提案書（様式1）において複数分野を選択していただいた上で、境界領域の課題として提案を受け付けます。

参照	様式1 (62 ページ)
----	--------------

(1) 環境・エネルギー分野

開発途上国において、課題解決のための研究の実施および開発途上国研究者の能力向上に対するニーズが高く、かつ、共同研究の成果を当該開発途上国はじめ、広く社会に還元する将来構想を有する環境・エネルギー分野の研究課題を募集対象とします。日本からの単なる技術の移転・知識の提供等、共同研究を伴わない課題や、科学技術の発展に寄与しない単なる作業等は、対象外とします。

① 研究領域1 「地球規模の環境課題の解決に資する研究」

気候変動、人口増、都市への人口集中、生産・消費活動の増大などにより地球規模で直面している環境・エネルギー問題を解決する技術の開発やその成果の普及は、当該国と世界全体にとって非常に重要です。なかでも気候変動に関する緩和や適応については、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次評価報告書」において、気候変動が水循環・生態系・食料生産・健康等に大きな影響を及ぼすと指摘されており、温室効果ガス排出の削減に向けて各国政府が利用可能な個別部門の政策措置として、エネルギー供給・運輸・建築・産業・廃棄物等の改善が挙げられています。

将来の気候変動に対応するためには、現在計画・実施されている緩和策だけでは不十分であり、一層の強化が必要です。また、現状から見て、既に長期にわたってほとんどの影響が増大

すると予測されており、緩和策だけでは、気候変動の影響に対処することができません。適応策と緩和策を組み合わせることによって、気候変動とこれに伴うリスクを低減することが必要です。

以上を踏まえて、平成25年度は、開発途上国の社会ニーズに合致し、かつ我が国の科学技術の発展に大きく結び付く地球規模の環境課題の解決に資する研究課題を募集対象とします。研究課題の例を以下に示しますが、これ以外であっても上記の趣旨に合致する課題であれば募集対象となります。また、以下に該当する研究課題であっても、低炭素社会の実現に向けたエネルギーシステムに関する研究課題（バイオマス、廃棄物利用エネルギーを含む）は研究領域2に応募ください。

- ◆気候変動への適応・その緩和に資する研究
- ◆安全な水の確保、処理に資する研究
- ◆化学物質リスクの安全管理に資する研究
- ◆循環型社会の構築に資する研究（有用資源の回収、再利用を含む）
- ◆生態系・生物多様性の保全・修復（バイオレメディエーションを含む）に資する研究
- ◆大規模災害による環境の劣化・破壊の復元・修復に資する研究
- ◆都市における環境保全・環境創造に資する研究

② 研究領域2「低炭素社会の実現に向けたエネルギーシステムに関する研究」

平成21年7月に開催されたG8ラクイラ・サミットにおいて、「産業革命前に比べ世界全体の平均気温上昇を2度以内に抑制すること。そのためには2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量を50%以下にする必要があること。」を共通認識にすえ、首脳宣言には

「2050年までに先進国全体で温室効果ガス80%削減」という長期目標を盛り込みました。我が国においても既に平成20年7月に「低炭素社会づくり行動計画」を策定し、低炭素社会の実現に向けた施策を着実に実施しているところです。

世界全体の温室効果ガス削減については、先進国のみならず開発途上国の参画も得ながら施策を推進していくことが不可欠です。さらに、低炭素社会の実現に資するエネルギーシステムは、化石エネルギー資源の節減にも結びつき、その技術開発およびその成果の普及を進めていくことが、当該国と世界全体にとって非常に有益です。

以上を踏まえて、平成25年度は、開発途上国のニーズを踏まえかつ我が国の科学技術の向上と科学技術上の成果が顕著と思われる以下のような研究課題を主な募集対象とします。ただし、下記はあくまでも例でありこれに限られるわけではありません。

- ◆自然エネルギーもしくは新エネルギーの利用（バイオマスのエネルギー利用を含む）に関する研究
- ◆エネルギーの高度利用、省エネルギー、CO₂の分離・貯蔵等に関する要素技術、システム化、シミュレーション等の基盤技術の研究
- ◆相手国の産業、運輸、民生等に係るエネルギーシステムの最適化・効率化（スマートコミュニティを含む）に資する研究

(2) 生物資源分野

③ 研究領域「生物資源の持続可能な生産・利用に資する研究」

古来より人類は多様な生物資源を利用し食料や薬、飼料、繊維やエネルギー源などを得てきました。現在、地球規模での人口増加や気候変動を受け、砂漠化や耕地の塩類集積、病害虫の蔓延、気温や降雨の不安定化等、生物資源の持続的な生産を脅かす事態に対応する持続可能な農業生産のための基盤作りの重要性が指摘されています。また2010年の「COP10」において、『名古屋議定書』で「遺伝資源のアクセスとその利用から得られる利益の配分（ABS）」についての総合的ルールが設定され、多様化する生物資源利用に関する国際的な環境作りが整いつつあります。

以上のような地球的規模での条件の変化を背景として、生物資源がもたらす恩恵を将来にわたって享受し続けるため生物資源の生産・利用・管理に関わる研究開発の加速と得られた研究成果の社会への還元がより一層強く求められています。

当該研究領域では、開発途上国において、研究の実施および開発途上国研究者の能力向上に対するニーズが高く、開発途上国と我が国の双方に共通し、両国の連携により一層の発展が期待される研究課題を対象とします。なお、共同研究の成果を当該開発途上国はじめ、地球的規模での課題解決に向けて社会に還元する将来構想を有する研究課題を対象とし、日本からの単なる技術の移転・知識の提供等、共同研究を伴わない課題や、科学技術の発展に寄与しない単なる作業等は、対象外とします。

以上を踏まえて、平成25年度の主な募集対象となる研究課題の例を以下に示します。ただし、下記はあくまでも例でありこれに限られるわけではありません。

- ◆生物資源の持続的生産に資する研究開発（植物・動物・海洋生物等の資源管理・育種・栽培技術などを含む）
- ◆生物資源の評価・利用技術に関する研究（天然物を元にした創薬など生物多様性の利活用などを含む）

ただし、以下の研究に重きを置く課題を除きます。

- 生態系・生物多様性の保全・修復に資する研究（環境・エネルギー分野 研究領域1）
- バイオマスのエネルギー利用（環境・エネルギー分野 研究領域2）
- 主として環境・エネルギーの課題解決を直接の目的とする研究（環境・エネルギー分野 研究領域1、2）

(3) 防災分野

④ 研究領域「開発途上国のニーズを踏まえた防災科学技術」

開発途上国の災害にはこれまで日本が経験してきたものと共通する面が多いことから、防災分野の先進国である日本には、これまで蓄積してきた知見を応用できる場面が多くあります。一方、日本国内の防災においても、地震・津波の早期警報や気象の高精度な予測等をより一層推進することが望まれており、そのためには、国内での観測データやそれに基づく研究開発だけではなく、研究開発を全地球的な枠組みの中で、総合的・組織的に展開していくことが重要です。2005年1月の国連防災世界会議においても、以後10年間の世界的防災戦略である「兵

庫行動枠組」として、各国での防災への重点的取り組みの必要性や開発途上国への技術的支援等がうたわれています。

2011年3月に発生した東日本大震災は、我が国に甚大な被害をもたらしましたが、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月東日本大震災復興対策本部）では、災害の経験や復興の過程で得た知見や教訓を国際公共財として海外と共有するための国際協力を積極的に推進すること、今回の大震災に関して国際共同研究を含めた詳細な調査研究を行い今後の防災に資することなどがうたわれています。その際、地震・津波の発生メカニズムの分析・解明やこれまでの防災対策の再検証やリスクコミュニケーションの在り方の検証等も行うことが推奨されています。

当該研究領域においては、開発途上国において、研究の実施および開発途上国研究者の能力向上に対するニーズが高く、開発途上国と我が国の双方に共通し、両国の連携により一層の発展が期待される防災科学技術に関する研究課題を対象とします。具体的には地震、津波、火山噴火、地すべり等の自然災害や人口が稠密な都市部における大規模な火災、化学プラントの事故、地下街の水害等の防災、減災に関する研究を対象とします。

なお、共同研究の成果を当該開発途上国はじめ、地球規模での課題解決に向けて社会に還元する将来構想を有する研究課題を対象とし、日本からの単なる技術の移転・知識の提供等、共同研究を伴わない課題や、防災・減災への寄与が一方の国のみ限定される研究は、対象外とします。

以上を踏まえて平成25年度の主な募集対象となる研究課題の例を以下に示します。ただし、下記はあくまでも例でありこれに限られるわけではありません。

- ◆地震・津波・火山噴火・地すべり等の自然現象の観測を通じた災害メカニズムの解明等に関する研究開発
- ◆災害情報を収集・整理し、効果的に提供・利用するための研究開発(IT利用技術開発を含む)
- ◆地震・津波・火山噴火・洪水・干ばつ・地すべり等の自然災害に対する被害軽減方策に関する研究開発
- ◆都市における大規模災害(水害、火災、地震、化学プラント事故等)に対する被害軽減方策に関する研究開発

(4) 感染症分野

⑤ 研究領域「開発途上国のニーズを踏まえた感染症対策研究」

HIV/エイズ、マラリア、デング熱、結核、高病原性鳥インフルエンザなど新興・再興感染症は、開発途上国において健康への脅威となるだけでなく、社会・経済開発への重大な阻害要因の一つとなっており、各国間での人と物の往来が頻繁になっている現在においては、開発途上国のみ問題にとどまりません。すなわち、開発途上国の感染症状況の改善への貢献は、直ちに我が国の駐在・旅行者の健康、我が国自体への感染症の侵入を抑制し、ひいては世界全体の保健衛生の向上することにつながります。ゆえに、開発途上国と我が国が協力し、地球規模で感染症対策研究の取り組みが行われる必要があります。

このような状況の下で平成25年度は、研究者のニーズではなく、開発途上国における感染症の状況や相手国政府のニーズを踏まえ、開発途上国において研究の実施および開発途上国研究者の能力向上に対するニーズが高く、当該国の研究機関等と感染症の予防・診断・治療等の共同研究を実施することにより、当該国ならびに我が国の保健衛生や科学技術の向上に資する研究課題を募集します。中でも当該国の保健衛生の向上が重要であり、それに貢献する研究成果が期待できる研究課題が求められます。

なお、共同研究の成果を当該開発途上国はじめ、地球的規模での課題解決に向けて社会還元を目指した活動の将来構想を有する研究課題を対象とし、我が国が保有する技術の単なる移転等、共同研究を伴わない課題や、科学技術の発展に寄与しない単なる作業等は、対象外とします。

さらに、医薬品開発および新たな治療法の開発等の構想を含む研究課題については、本プログラムでは治験および医療行為そのものは共同研究の対象としませんので留意ください。詳しくは JICA 方針を確認ください。

参照	V.7. (3) (47 ページ)
----	-------------------

以上を踏まえて平成25年度の主な募集対象となる研究課題の例を以下に示します。ただし、下記はあくまでも例でありこれに限られるわけではありません。

- ◆高病原性鳥インフルエンザ／豚インフルエンザなどの人獣共通感染症に関する研究開発
- ◆HIV／エイズ、マラリア、デング熱、結核等の新興・再興感染症の診断、予防、治療等に関する研究開発

上記課題例は、複数の感染症に総合的に対応する提案、あるいは、ある感染症に対して診断・予防・治療というあらゆる側面から総合的に取り組む提案を推奨しているものではありません。むしろ、総花的でなく内容が絞られた提案であり、具体的でこれまでの研究の実績・成果を踏まえた提案、共同研究体制に相応の実績があり研究の円滑な遂行が期待される提案が求められます。

なお、「感染症研究国際ネットワーク推進プログラム」（文部科学省、平成22年度～）に関連した提案については、拠点における研究の単なる延長（研究の目的、対象疾患、アプローチ、代表者等が同一のもの）ではなく、これまで蓄積してきた基礎的知見・成果を更に発展させ、相手国ニーズを十分踏まえた上で、当該国の研究人材の育成を含む研究ポテンシャルの向上や研究成果の適用による保健衛生の向上を目指すなどの社会実装の構想を有する研究が提案されることを期待します。また、拠点を中核とした周辺国を含む地域連携研究の構想を含んだ提案も期待します。

6. 選考の観点および留意事項

(1) 選考の観点

- 相手国にニーズがあり、かつ相手国に対する日本の ODA の方針にも沿っていること。

【ODA の視点】

- 地球規模課題解決のための新たな技術の開発および科学技術水準の向上につながる新たな知見の獲得につながる研究課題であること。【科学技術的価値】
- 将来的な社会実装の構想(内容、時期、手段と実現の目途)があること。研究協力期間中に必ずしも達成されなければならないものではないが、研究計画において想定される研究成果を将来的に社会還元へ結び付けるための道筋(相手国側の活動の道筋や、他地域や市場への普及の道筋)がはっきりしていること。【社会実装の道筋】
- 日本国内の研究だけでは達成できないような科学技術の発展、日本の若手研究者の育成、日本の科学技術の相手国および世界への効果およびプレゼンス向上が見込まれること。

【日本のメリット】

- 相手国側研究者との間で具体的な共同研究計画を有しており、日本側および相手国での研究の代表者が明確で、日本側および相手国側において研究を実施できる組織的な体制が整っていること。また、日本側の協力終了後も相手国側で供与機材を維持管理して研究を持続できる見込みがあること。【両国の実施体制】
- 相手国研究機関との共同研究を推進する上で、研究のコストパフォーマンスも考慮された適切な研究計画(資金計画も含む)があること。【研究計画の妥当性】
- 研究代表者が JICA の技術協力プロジェクトにおける研究チームの総括責任者としても相手国側研究者とともに国際共同研究を推進する強い意志と熱意を持っており、かつ信頼に基づく強いリーダーシップを発揮できること。【研究代表者の資質】

(2) 留意事項

- 課題(プロジェクト)の選考にあたっては、研究水準の高さとともに、研究計画が総花的でなく、内容が絞られ、かつ具体性の高い課題であって、研究成果の社会還元の時期、方法を含めた道筋が明確である課題が高く評価されます。課題実施期間中に相手国研究機関が民間セクターや関連行政機関との連携関係を構築し、協力終了後も研究開発を持続し社会実装を目指す体制や能力を強化することが期待される、もしくは、社会還元のために BOP(Base of Pyramid) ビジネスや日本の中小企業海外展開など民間企業の活動や NPO やボランティアなど草の根の開発活動と連携することが期待されます。
- 研究期間終了後の成果の担い手が、研究開発の初期の段階から参画する事により、成果の社会実装への道筋がより確かなものとなります。この観点から、今回の公募では、成果の担い手として企業等との連携(産学官連携)をした提案を歓迎します。

※産学官連携による研究提案を行なう場合については、研究代表機関が様式 2 の 2.、参加企業が様式 10 へ、それぞれ連携構想を具体的にご記入ください。(研究代表機関が民間企業の場合は、様式 10 も作成・提出ください。)

- 平成 20 年度から平成 24 年度までに採択されている課題と類似の研究提案については、「研究の目的、対象、アプローチ、実施地域等から判断して、研究内容に本質的な差異が認められるか」、または、「既存類似課題と競争的に研究を推進することにより、地球規模課題の解決に資するより大きな成果が期待できるか」、といった観点からも選考を行います。なお、採択された課題は、研究成果の社会実装の構想を研究期間内、もしくは期間後に有することが想定されているため、SATREPS の既存課題（進捗中、終了後も含む）の研究内容の単なる延長となる内容での研究提案は原則対象としません。

- アフリカ地域については、人材育成、現地調査の実施と分析、そして適正技術・問題即応技術の開発・適用が重要であり、その観点からも選考を行います。

- 若手研究人材育成の重要性に鑑み、「研究代表者が 45 歳未満の若手研究者」又は「(研究実施期間中に研究に従事する予定の) 日本側研究チーム (様式 3 記載分) の半数以上が 35 歳以下の若手研究者」を中心とした体制で構成される課題の積極的な提案を奨励します。これらの基準に沿って研究体制の構築を図っている課題については、相対的に高く評価する場合があります。

参照	様式 3 (69 ページ)
----	---------------

- 研究参加者の所属機関は、当該共同研究を担う上で必要な国際交流活動基盤を有しており、十分な支援と協力をを行う意思を有していること。

- 地域ごとの特性を生かした研究の戦略として、過去に日本の ODA 等で整備された当該地域の優れた研究拠点 (研究機関、大学等) の活用が期待されます。

- ODA 連携であることから、相手国の開発政策等を踏まえ、相手国の行政機関等も含めた組織的な取組みが期待されます。

- 外交政策および科学技術政策の観点から、共同研究相手国の適切なバランス (過度の集中が生じないことも含む) が求められる等、外交政策および科学技術政策を考慮して評価することがあります。

- 本プログラムにおいては原則 1 カ国と共同研究を行うこととしますが、地球規模課題対応というプログラムの性質に鑑み、本プログラムの成果が、相手国のみならず周辺地域にも広く効果を及ぼすような研究課題も歓迎します。その場合、研究提案時に複数国間共同研究の構想を示してください。また、複数国と国際共同研究を実施する場合には、受付締切までに全ての国から ODA 要請書が出ていることが必要となります。研究開始にあたっては、関係各国との間で R/D への署名を得る必要があります。

- 企業等が研究代表機関となり提案を行う場合には、一定の要件を満たす必要があります。

参照	Q&A (51 ページ)
----	--------------

7. 選考方法等について

(1) 二段階選考

JST が選任した外部有識者で構成される審査委員会において、提出された提案書類による書類審査および面接選考を行います。なお、国内の研究機関から JST へ応募いただいた提案課題のうち、所属機関からの承諾書が提出されていない場合や相手国政府より技術協力プロジェクトの要請書が提出されていない場合などは「要件未達」と判断し、選考対象としません。

(2) 利害関係者の排除

JSTの規定に基づき、研究提案者等の利害関係者は選考に加わらないようにしています。

(3) 選考過程における外務省・文部科学省・JICAとの連携

JST／文部科学省は、外務省／JICA から技術協力プロジェクトの要請状況および ODA としての評価結果の情報提供を受けることにより、選考段階で連携します。応募があった研究提案書類や書類審査結果・面接選考結果を JST から外務省/文部科学省/JICA に提供することをあらかじめ了承ください。

(4) 研究提案書類記載事項等の情報の取扱いについて

研究提案書類記載事項等の情報については、JST における選考のための基礎資料として、あるいは外務省/文部科学省/JICA/JSTにおいて次年度に向けた制度運用のためやこの四者からの案内の発信のために、目的を限定して利用する場合があることをあらかじめ承知おきください。なお、提案者の事前承諾なしに、上記および「V. 応募に際しての注意事項」の記載内容以外の目的に研究提案書類記載事項等の情報を使用することはありません。

8. 研究代表者（応募者）の要件

研究代表者自身が提案書を作成してください。応募者の要件は以下の通りです。

a) 当該国際共同研究の研究代表者としての責務を果たし、最初から最後まで国際共同研究に従事できること。特に、条件付採択後に行われる国内における JICA/JST との打ち合わせ（3～5 回程度）、および現地における詳細計画策定調査（平成 25 年 7 月～9 月にかけて 10～14 日間程度を想定）等へ参加できること。

b) 研究代表者自らが、国内の研究機関^{*11}に所属して当該研究機関において研究を実施する体制が確保できること。その際、所属機関長が研究実施期間中、研究代表者の身分等を保障していること。

（注）研究実施期間中に研究代表者が定年等を迎える場合は所属機関長からの承諾書(様式 9)に所属機関内での身分保障等を必ず明記してください。

所属機関長とは理事長、学長等の組織全体の責任者、企業等の場合は研究実施期間中の支援と体制の確保に責任を持つ方であり、部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。

参照	様式 9 (79 ページ)
----	---------------

c) 研究実施期間を通じ、国際共同研究全体の責務を負うことができる研究者であること。

JICA の技術協力プロジェクトにおける研究チームの総括責任者として、日本側の投入（専門家派遣・機材供与・相手国側研究者の招へい等）の計画立案や実施にかかる調整および統括、JST/JICA に対する定期的な活動報告、JST/JICA が合同で実施する評価調査等への対応、定期的

な相手国への渡航とプロジェクト全体の運営管理等を遂行することが必須となります。なお、研究実施期間中の研究代表者の都合による一方的な研究中止は原則として認められません。

d) 研究代表者自らの研究構想に基づき、当該研究課題を実施する最適な研究チームを編成し、リーダーシップを発揮しつつ、自らも当該研究課題に従事できる研究者であること。本プログラムでは、国内の他の研究機関（企業等を含む）に所属する研究者や人文社会等他の学術分野を専門とする研究者を加えて国内で研究チームを編成した上で、相手国研究機関との共同研究のもとで当該研究課題を実施することができます。なお、相手国以外の第三国に所在する研究機関、またはそこに所属する研究者を国内の研究チームに加えることや、第三国に所在する研究機関との共同研究は本プログラムの対象外ですのでご注意ください。

*11 「国内の研究機関」とは、大学、独立行政法人、国公立試験研究機関、特別認可法人、公益法人、企業等を指します。

9. 採択された研究代表者の責務等

条件付採択となった時点から研究代表者には以下の責務が生じます。

a) 研究の推進および管理

- 研究や日本側による相手国側への投入計画（専門家派遣・機材供与・相手国側研究者の招へい等）の立案とその実施に関することをはじめ、国内で研究チームを編成している場合には研究チーム全体に責任を負っていただきます。また、相手国で開催される合同調整委員会（JCC: Joint Coordinating Committee IV. 4(3)参照）に出席し、研究の進捗報告、運営管理に関する討議を行っていただきます。
- JST/JICA に対する所要の報告書等の提出や、JST/JICA が実施する評価への協力に対応していただきます。また随時、JST/JICA が求める共同研究進捗状況に関する報告等にも対応していただきます。
- 大学・企業等の本部など研究機関内部の関係組織との連携、意思疎通の役割を担っていただきます。

b) JST 委託研究費および JICA 事業契約経費の管理

委託研究費および事業契約経費の管理（支出計画策定とその執行、執行状況モニタリング等）を研究機関とともに適切に行っていただきます。また、研究チーム全体の研究費の把握と管理も適切に行っていただきます。研究代表者および主たる共同研究者は、自身のグループの研究メンバーや、特に本プログラムの委託研究費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。さらに、JST/JICA による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。

c) 研究成果の取り扱い

- 国費による研究であることから、知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。
- 研究実施に伴い得られた研究成果を論文等、学会その他で発表する場合は、本プログラムの成果である旨の記述を行ってください。
- 国際共同研究であることを踏まえ、相手国研究機関に不利益とならぬ範囲で知的財産権の取得を積極的に行ってください。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願していただきます。
- JST/JICA が国内外で主催するワークショップやシンポジウムに参加する場合は、研究成果を発表していただきます。

d) 「国民との科学・技術対話」の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）（平成22年6月19日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）を踏まえ、本公募に採択され、1件当たり年間3000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取り組みをお願いします。

e) JST と研究機関との間の研究契約および JST の諸規定等、JICA との取極めおよび事業契約、相手国研究機関等と JICA が締結する R/D、研究機関間で締結する共同研究の実施に関する合意文書(MOU 等)の内容に従っていただきます。

f) JST は、研究課題名、構成員や研究費等の所要の情報を、e-Rad および政府研究開発データベースへ提供することになりますので、あらかじめご了承ください。また、研究代表者等に各種情報提供をお願いすることがあります。

参照	V.1. (40 ページ)
----	---------------

g) 研究終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価（JICA では事後評価）に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

10. 研究機関の要件・責務等

採択（条件付採択を含む）された研究課題の研究代表者および国内研究機関に所属する研究参加者の所属機関の要件・責務等は、以下の通りです。

なお、応募に際しては、研究代表者の所属機関長（理事長、学長等組織全体の責任者、企業等組織の場合は研究実施期間中の支援と体制の確保に責任を持つ方）からの承諾書（様式9参照）を提出いただきます。

参照	様式9 (79 ページ)
----	--------------

a) 技術協力プロジェクト実施を担う機関として、JICA との取極めおよび事業契約書ならびに R/D 等に沿った活動支援（例：研究代表者所属機関にて執行することとされた経費の執行手続

き等)を行っていただく必要があります。また、国の会計検査等において、研究代表者所属機関にて対応していただくことがあります。

- JICA と取極めを交わすのは、原則として研究代表者の所属機関のみですが、その他の研究機関も R/D 等に沿った活動支援をしていただく必要があります。事業契約書および JICA が定める「事業契約ガイドライン」に基づいて、適正な経理事務（JICA に対する所要の報告を含む）を行っていただきます。

b) JST からの研究費は、委託研究契約に基づき、その全額を委託研究費として研究機関に執行していただきます。委託研究契約が締結できない場合には、当該研究機関では研究を実施できません。速やかな研究推進のため、円滑な委託研究契約締結手続きに協力ください。

- 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従い、研究機関の責任において研究費の管理を行っていただきます。なお、研究機関は、ガイドラインに従って、委託研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を文部科学省へ報告するとともに、体制整備等の状況に関する現地調査に対応いただく必要があります。「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については下記ウェブサイトを参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gi_jyutu/008/houkoku/07020815.htm

- 委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第19条（日本版パイドール条項）が適用されて研究機関に帰属した知的財産権が、出願あるいは設定登録される際は、JST に対して所要の報告をしていただきます。
- JST は、企業等および JST が指定する研究機関との委託研究契約に先立ち、委託の可否および委託方法に係る審査を行います。この審査の結果により、JST が特に指定する委託方法に従っていただくことがあります。また、財務状況が著しく不安定な場合等は、委託が不可能と判断され、当該研究機関では研究が実施できない場合があり、その際には研究体制の見直し等をしていただくことがあります。

c) 研究代表者の所属する研究機関には、R/D とは別に国際共同研究の相手国研究機関との間で共同研究の実施に関する合意文書（MOU 等）を取り交わしていただきます。合意文書においては、共同研究により生じた知的財産の取扱い、秘密情報の取扱い、成果の公表、損害が生じた場合の取扱い、相手国の生物資源等へのアクセス・持ち出し等について定めてください。なお MOU は署名前の案の段階で、JST の承認を得てください。R/D の内容と平仄をあわせるため、合意文書の取り交わしは、JICA が相手国研究機関と R/D の署名をする時期にあわせることが適切です。なお、国内の研究体制に含まれる全ての研究参加者は研究代表者所属機関が取り交わした合意文書を遵守する必要があります。

d) JST と委託研究契約を締結する研究機関は、その機関に所属していない研究者を本委託研究に参加させる場合は、両研究機関間で適切な書面を取り交わすなどして、JST 委託研究契約、共同研究合意文書、R/D の内容を遵守するよう措置していただく責務があります。（例：JST と委託研究契約関係にある A 大学の研究グループに B 大学所属の研究者が加わる場合など。）

1 1. 研究期間

国際共同研究の期間（技術協力プロジェクトの協力期間）は原則として3～5年とします。

R/D に記載された期間が国際共同研究期間（技術協力プロジェクトの協力期間）となります。なお、図3の通り、条件付採択時に定められた JST 委託研究費予算の範囲内で、R/D に定められた国際共同研究実施の最終年の年度末まで、JST 委託研究費による日本側での研究終了時期を延長し、JST の委託研究期間を長くとることができます（ただしこの場合も、ODA 側経費については R/D に記載の協力期間を超えて措置することはできません）。

提案課題の条件付採択後、R/D・合意文書（MOU 等）の署名前であっても、R/D・合意文書の署名後速やかに国際共同研究を開始するために、研究準備のための日本国内側の研究費に限って、JST の支援による委託研究費を執行していただくことが可能です。

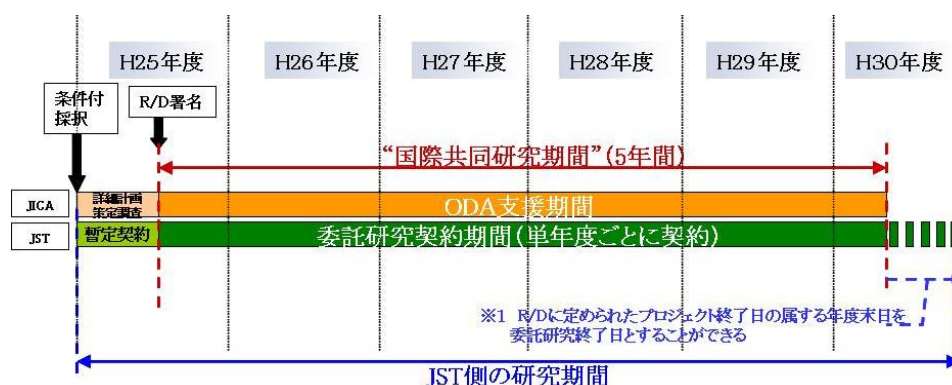


図3 研究期間の考え方

1 2. 研究費（JST からの委託研究費）

本プログラムでは、日本国内等、相手国内以外に必要な研究費については JST が委託研究費として支援し、相手国内で必要な経費については JICA の技術協力プロジェクト実施の枠組みにおいて支援します。

以下、(1)～(3)は JST からの研究費 について記載しています。なお、JICA の支給経費については、ODA による技術協力の概要を参照してください。

参照	IV. 5. (33 ページ)
----	-----------------

(1) 1 課題あたりの JST からの委託研究費は、年間 3, 600 万円【間接経費を含む】程度 (5 年計画であれば総額 1. 8 億円程度) とします。以上は、あくまでも目安であり、目安の範囲外の研究費計画での応募も受け付けます。なお、予算成立の状況等により変更・調整が必要となる場合があることをあらかじめご了承ください。

ただし、選考にあたっては、コストパフォーマンスも大きな判断材料となります。多額の研究費計画で応募された場合は、より少額の提案課題と比較して、より大きな研究成果を期待する観点から審査され、同時により大きな責務を負うこととなりますので、予算策定は慎重に検討してください。

(2) 研究費は、原則としてその全額を委託研究費として、JST から研究代表者および主たる共同研究者の所属する研究機関に支給し、当該研究機関に執行していただきます。直接経費の 30% を上限とする間接経費を、当該委託研究に関して研究機関において必要となる管理費等として委託研究費に含めることが可能です。

本プログラムでは、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱については、下記ウェブサイト内の「府省共通経費取扱区分表」を参照してください。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

(3) JST では、大学等の研究機関が複数年度契約を締結する場合には、研究計画の進捗状況により、当該年度中に使用されなかった委託研究費を簡便な方法により繰越すことが可能です。その他、JST 委託研究費の執行に関する詳細は、下記ウェブサイト内の「平成 24 年度版 委託研究契約事務処理説明書」を参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

(注) JST の中期目標期間最終年度 (平成 28 年度末) は通常の手続きによることができず、繰越要件 (対象範囲) および手続きが異なります。

1.3. JST と JICA の支給経費の執行区分

JST からの委託研究費で執行可能なものと、JICA の支給経費で執行可能なものは原則として以下のように分類されます。表 1 もご参照ください。

a) 日本国内等、相手国内以外にて執行する研究費は JST からの委託研究費

b) 相手国内にて執行する経費 (研究活動経費・現地調達機材費等) は JICA で措置。(相手国から日本へ相手国側研究者を招へいする際に生じる経費も原則として JICA で措置。)

c) 日本側研究者が相手国に出張する場合の往復旅費・滞在費 (派遣期間 1 年以上の長期派遣の場合は赴任旅費・移転料・各種手当等) は JICA で措置。^{*12} 現地での日本側研究者の当該国際共同研究に係わる活動は、共同研究を推進するにあたって JICA と相手国研究機関等が締結

する R/D 等にて規定される免税等および活動許可条項が適用されます。

*12 相手国への出張に係る経費に関しては、場合により例外として JST からの委託研究費からの執行も可能です（例えば、日本においてポスドク等で雇用されている相手国の研究者）。ただし、JST 委託研究費で出張する場合は当該国際共同研究における R/D にて規定される活動とはみなされず、免税条項が適用されないこと、現地での活動許可が下りないこと等がありますので、必ず事前に JICA と相談してください。

JICA は、本プログラムで相手国へ派遣される研究者チームメンバーの国内所属先に対する人件費補てんおよび間接費ならびに国内俸（所属先はあるが無給の方に対して定額の月額を毎月直接支給するもの）は措置しておりません。

また、JICA は、原則として、プロジェクトごとに相手国において研究代表者を補佐し経理処理を含む事務手続きを行う者（業務調整員）を JICA において公募・選定を行い、長期派遣しています。

経費	JST	JICA
A) 日本国内での研究費	●	
A) 相手国以外での研究費 (第三国出張費、現地諸経費等)	● (注 1)	
B) 相手国内での研究費 (研究活動経費・現地調達機材費等)	▲ (注 2)	● (注 3)
B) 相手国側研究者の日本への招へい にかかる旅費		●
C) 日本側研究者の日本と相手国間の 移動にかかる旅費		●

表 1 JST と JICA の支給経費で執行可能な経費の分類

(注 1) 第三国の研究機関との共同研究は対象外です。

(注 2) 相手国において JICA が負担できない研究費のうち JST 委託研究費で負担可能なものに限る。(現地ポスドク、現地テクニシャン等の雇用経費については JST/JICA に相談してください。対応できるケースがあります。)

(注 3) 相手国内での研究費には、日本側の研究者が国際共同研究を現地で実施する上で必要な設備・備品・消耗品費を含む。(JICA の支給経費は相手国の自立発展性を重視する ODA 技術協力プロジェクトによる支援であるため、相手国側の自助努力が求められます。したがって、相手国側の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、供与機材の運用や維持管理の経費、相手国側研究者の相手国内旅費、会議日当等は、原則として相手国側負担となります。)

参照	IV. 5. (6) (35 ページ)
----	---------------------

なお、企業等が研究代表機関となり応募される場合には、経費の執行区分が上記と異なる場合がありますので、あらかじめ JST/JICA に確認をしてください。

1 4. 研究提案書類等

研究代表者には相手国研究機関と調整の上、様式0から10の提案書類を作成、提出いただきます。

※ 研究提案書類の様式は、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) の本公募の記載部分よりダウンロードしてください。

※ e-Rad で応募いただく際に、応募情報として、研究提案書類に記載いただいた情報の一部を入力いただくことになります。入力する際、研究提案書類と差異がないように、別添5.6. 「府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への入力項目について」を参照ください。

参照	別添5.6. (89~90 ページ)
----	--------------------

※ 様式9については、機関長の公印捺印の上 (PDF 等のフォーマットを用いて)、様式0～8および10のファイルと合わせて、1つのファイルとして e-Rad より提出してください。

様式0	提案にあたっての調整状況の確認
様式1	提案書
様式2	研究課題構想
様式3	日本側研究実施体制
様式4	相手国研究機関実施体制
様式5	研究費計画
様式6	研究課題のキーワード
様式7	他制度での助成等の有無
様式8	研究代表者および研究代表機関事務担当者連絡先
様式9	機関長からの承諾書
様式10	企業等の構想

表2 研究提案書類の様式一覧

Ⅲ. JSTによる本プログラム推進の仕組み

1. 運営統括 (PD : プログラムディレクター)

運営統括は、本プログラムの運営全体のとりまとめ責任者であり、本プログラム全体の推進方針決定、研究分野・研究領域間の調整、採択（条件付採択を含む）課題の決定、各研究課題マネジメントにおける重要事項の審議を行う推進委員会の委員長を務めます。なお、推進委員会は運営統括・研究主幹および外部有識者から構成されます。

2. 研究主幹 (PO : プログラムオフィサー)

研究主幹は、研究領域の研究推進のとりまとめ責任者であり、採択（条件付採択を含む）課題候補を決定する審査委員会（推進委員会の分科会）を外部有識者ととともに構成し、本委員会では主査または一委員となります。採択（条件付採択を含む）課題決定後は、各研究課題の研究計画（研究費、研究チーム編成を含む）の調整、研究代表者との意見交換、研究への助言、課題評価、その他必要な手段を通じて研究領域の研究マネジメントを行います。

また、研究主幹は、相手国側研究者に対しても助言を行います。

3. 研究計画

(1) 採択（条件付採択を含む）後、研究代表者は、研究課題の研究期間全体を通じた全体研究計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究チーム構成、および国際共同研究全体の計画を含みます。

(2) 研究計画（全体研究計画書および年次研究計画書）は、研究主幹の調整、確認を経て決定します。研究主幹は選考過程、研究代表者との意見交換、日常の研究進捗把握、課題評価の結果等をもとに、研究計画に対する助言や調整、必要に応じて指導を行います。なお、研究計画の大幅な変更等の重要な決定事項については、推進委員会の審議を経ることが必要となる場合があります。

(3) 研究主幹は、研究領域全体の目的達成等のため、研究課題の研究計画の決定にあたって、研究課題間の調整を行う場合があります。

4. 課題評価

課題の評価は、JST と JICA が連携・協力して実施します。したがって、JST が選任する有識者で構成される国内領域別評価会によるピアレビューだけでなく、JICA の技術協力プロジェクト

トとして相手国研究機関も含めた実施者としての評価も行われます。

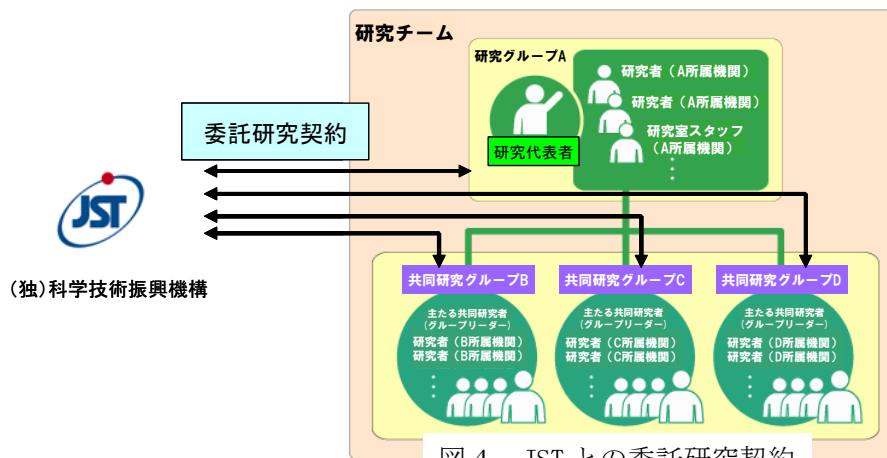
事後評価（終了時評価^{*13}）は全研究課題を対象としており、国際共同研究終了日から3～6ヶ月前を目処に実施します。

^{*13} JST における中間評価および終了時評価は、JICA の技術協力プロジェクトの枠組みでは、中間レビューおよび終了時評価と同じ位置づけです。また、JST は国際共同研究の終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況等について追跡調査を行います。追跡調査結果等を基に、JST または JICA が選任する外部の専門家が追跡評価を行います。なお、JICA の技術協力プロジェクトの枠組みでは、追跡評価のことを「事後評価」と呼称しています。

参照	IV. 7. (36 ページ)
----	-----------------

5. 研究契約と知的財産権の帰属

(1) 研究課題の条件付採択後から正式採択までは、JST は研究代表者の所属する研究機関との間でのみ委託研究契約を締結しますが、JICA と相手国研究機関等との R/D の署名および共同研究の実施に関する合意文書 (MOU 等) が成立した後 (研究課題の正式採択後)、JST は研究代表者および、必要により他の国内研究機関に所属する研究者と研究チームを構成した場合には主たる共同研究者の所属する研究機関との間で、委託研究契約を締結します (図 4 を参照)。



(2) 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、また、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、さらには、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。

(3) 委託研究費には、委託研究契約に基づき、直接経費の30%を上限とする間接経費を含めることができます。

(4) 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。

6. 日本側研究機関と相手国研究機関の合意事項

研究代表者の所属する研究機関には、国際共同研究の相手国研究機関との間で、共同研究の実施に関する合意文書(MOU^{*14}等)を交わしていただきます。合意文書においては、共同研究により生じた知的財産の取扱い、秘密情報の取扱い、成果の公表、損害が生じた場合の取扱い、相手国の生物資源等へのアクセス・持ち出し等について定めてください。なお、MOUは署名前の案の段階でJSTの承認を取ってください。R/Dの内容と平仄をあわせるため、合意文書の取り交わしは、JICAが相手国研究機関とR/D署名をする時期にあわせることが適切です。なお、国内の共同研究者所属機関も研究代表者所属機関が交わした合意文書を遵守する必要があります。

^{*14} 日本側研究代表機関と相手国研究代表機関との合意文書作成のガイドラインを以下のサイトに掲載していますので参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

IV. ODA による技術協力の概要

本プログラムは、ODA と一体となって実施されますので、以下の内容についても十分理解のうえ応募願います。

1. 政府開発援助（ODA）とは

政府開発援助（ODA : Official Development Assistance）とは、政府または政府の実施機関によって、開発途上国の経済社会の発展や国民の福祉向上ならびに民生の安定に寄与するために行う資金・技術提供による協力のことです。我が国は1954年のコロンボプラン^{*15}への加盟を機に開発援助を始め、長年開発途上国への経済・技術協力を実施してきています。

我が国政府は ODA 実施のための基本理念、援助実施の原則、援助政策の立案・実施体制等を、「政府開発援助大綱」（ODA 大綱）に定めています。ODA 大綱では、ODA の目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」とし、ODA を一層戦略的に活用していくことを提唱しています。また、この ODA 大綱を踏まえ、5 年程度にわたる ODA の進め方を援助の質に焦点を当てて論じた政策文書として「政府開発援助に関する中期政策」（ODA 中期政策）が策定され、我が国 ODA の基本的な考え方、重点課題、地域的援助のあり方等が明らかにされています。いかなる ODA 事業もこの ODA 大綱および ODA 中期政策に沿って実施する必要があります。

^{*15} 南アジア、東南アジアおよび太平洋地域諸国の経済・社会開発を促進することを目的とし、1950年1月に発足した協力機構。2012年4月現在27カ国が加盟。

2. 技術協力とは

JICA の業務は、開発途上地域の経済および社会の開発もしくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国および国際経済社会の健全な発展に資することを目的としており、技術協力（研修員受入、専門家派遣、機材供与等）、有償資金協力、無償資金協力、国民等の協力活動の促進・助長（青年海外協力隊派遣等）、国際緊急援助等を行っています。

技術協力は、開発途上国における制度構築、組織強化、人材育成等を通じて、当該国が諸開発課題に主体的に取り組む総合的かつ内発的な能力の開発を支援することを目的として技術の提供を行うものです。

技術協力の一形態である技術協力プロジェクトは、「一定の成果を一定の期間内に達成することを目的として、あらかじめ合意された協力計画に基づき、一体的に実施・運営される事業のこと。なお、期間内に期待する成果と、それを実現するための活動および投入の因果関係は明確かつ論理的でなければならない。」と定義されます。プロジェクト目標の達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与等の投入要素から最適なものを柔軟に組み合わせ、事業計画の立

案から実施・評価に至るまでの一連のプロセスを計画的かつ総合的に運営・実施することで、より高い成果を得ることを目指しています。

今回の地球規模課題国際科学技術協力は、我が国研究機関と相手国研究機関との共同研究をこの技術協力プロジェクトの枠組みで実施するもので、我が国研究機関と相手国研究機関が組織的に国際共同研究を実施することが期待されます。

3. 技術協力プロジェクト実施の流れ

(1) 協力要請からプロジェクトの検討・採択まで

JICAによる技術協力は、開発途上国からの協力要請に始まる一連の流れを踏まえて実施されます。協力要請があった場合には、日本政府として要請されたプロジェクトの実施の採否が検討され、実施に適していると判断された場合には相手国政府に対してプロジェクト採択の通知がなされ、我が国と相手国との間で国際約束が形成されます（現地日本大使館と相手国援助窓口の間での口上書交換等）。

本プログラムにかかる平成25年度の協力要請の外務省（本省）到着締切は、**平成24年11月13日（火曜日）正午（日本時間）**を予定しています。

通常相手国政府では、上記の締切日より前に相手国内の締切を設定しています。e-Radシステムによる研究提案書の受付締切と同様、上記の締切を過ぎて受領した協力要請はプロジェクト検討の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。なお、平成24年度までの要望プロジェクトとして協力要請が既に提出されている場合でも、今回の平成25年度採択プロジェクトに応募する場合には、相手国側は改めて協力要請を提出する必要があります。要請書が期限までに到着していないプロジェクトは、たとえ提案書が出ているとしても選考の対象となりませんのでご注意ください。

(2) 詳細計画策定調査の実施

上記の国際約束に基づき、JICAは詳細計画策定調査（事前調査）を実施します。詳細計画策定調査においては、協力の対象となる分野の現状と課題や協力要請の背景等について調査するとともに、プロジェクトの基本計画や実施体制および双方の負担事項等について相手国側の関係者と協議を行い、その協議内容を協議議事録（M/M：Minutes of Meeting）に取りまとめ双方で署名します。また、詳細計画策定調査においては、予想される協力効果をより明確にしたうえで、プロジェクト実施の適切性を総合的に検討するために、事前評価も併せて実施します。

(3) 討議議事録（R/D）の署名

詳細計画策定調査実施ののち、JICAにおいては、実施承認にかかる手続きを行うのと並行して、プロジェクトの実施や活動内容および必要な措置についての合意文書である討議議事録（R/D：Record of Discussions）を作成し、相手国政府との間で署名を行います。

(4) プロジェクトの開始から終了まで

R/D で定められた協力期間に基づきプロジェクトが開始され、その内容を踏まえて、プロジェクト目標を達成すべく専門家派遣等の必要な投入が行われることとなります。

また、プロジェクトの実施期間中、中間時点と終了時を目途に事業評価を行い、当初期待されていた効果の発現等に関して確認を行います（詳細は後述7. のとおり）。

以上（1）～（4）の一連の流れを図であらわすと、図5のようになります。

(5) 実施上の留意点

図5に示される ODA 事業の流れにおいて、今回の事業では以下の3つの時点が特に重要なタイミングとなります。

a) 相手国政府へのプロジェクト採択通報に先立ち、条件付採択課題を選考、決定します。

b) 条件付採択課題の研究代表者は、詳細計画策定調査に参加し、JICA とともに相手国関係者と協議を行い共同研究の概要（目標、活動、経費計画、研究実施体制等）をほぼ決定します。

c) JICA と相手国研究機関等の中で R/D に署名した後に、正式に採択決定となり、国際共同研究が開始されます。

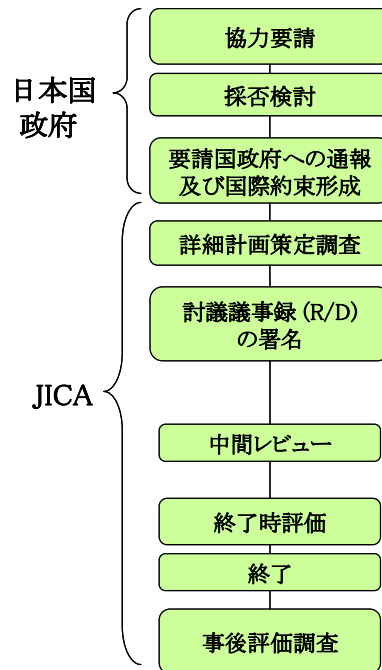


図5 相手国の要請からプロジェクト実施までの流れ

条件付採択課題決定後、相手国によっては R/D の署名に時間を要することがあります（条件付採択課題決定後から R/D 署名までの標準的なスケジュールは表3を参照ください）。その場合は R/D の署名後速やかに国際共同研究を開始するために、R/D の署名前であっても、共同研究の準備のために必要となる日本国内の研究費に限って、JST の委託研究費を執行していただくことが可能です。他方、JICA 側経費は、R/D 署名後に研究代表者所属機関との間で事業契約が締結されて初めて執行可能となります。R/D 署名前は JICA から経費を支給することはできませんので留意ください。また、JICA 側経費の支出根拠は R/D であり、R/D 記載の協力期間終了後は JICA から経費を支給することはできませんので、併せて留意願います。

なお、場合によっては最終的に R/D の署名が不可能となる場合があります。その場合は条件付採択とされた研究課題そのものの実施ができなくなり、JST からの委託研究費もその時点で執行できなくなることをあらかじめ承知おきください。また、R/D の交渉に時間を要し、平成26年3月末までに R/D の署名がされておらず近日中に署名される見込みのない場合も同様とします。

	標準的所要時間*16
詳細計画策定調査の準備（打合せ、コンサルタント契約（評価分析担当団員）、調査団派遣手続き、対処方針会議等）	2ヶ月程度
詳細計画策定調査（現地調査）、協議議事録（M/M）の署名、帰国報告会	0.5～1ヶ月程度
JICA 内での事前評価	1.5ヶ月程度
討議議事録（R/D）の署名（JICA 在外事務所長と相手国側所管省庁責任者や相手国側研究機関の長等との間で署名）	0.5ヶ月程度
実施承認手続、JICA と研究代表機関の取極めおよび事業契約書の締結、業務調整員の選考・派遣手続き等のプロジェクト開始に向けた準備	1～2ヶ月程度
プロジェクト開始	（条件付採択後 5.5～7ヵ月後）

表3 条件付採択課題決定後から R/D 署名までのスケジュール

*16 実際の所要期間はプロジェクトによって異なります。

4. 技術協力プロジェクト実施体制

（1）日本側の実施体制

相手国における日本側の実施体制は、日本大使館、JICA 在外事務所および日本側研究チームで構成されます。日本側研究チームは、代表者として総括責任者（＝研究代表者）と、総括責任者を補佐し経理処理を含む事務手続き等を行う業務調整員、そして個別の研究分野を担当する研究者から構成されます。

（2）相手国側の実施体制

一方、相手国側の実施体制は、ODA 担当省庁（外務省、財務省、計画省等）、研究機関管轄省庁（高等教育省、農業省、保健省、工業省等）および研究機関（大学、研究所等）から構成されます。相手国側チームは、最終責任者であるプロジェクト・ダイレクター、プロジェクト活動現場の実務面での責任者であり、実質的なカウンターパートの長であるプロジェクト・マネージャー、プロジェクト活動を日本側とともに実施する人員であるカウンターパートから構成されます。

（3）日本側と相手国側の共同実施体制

技術協力プロジェクトは相手国との共同事業で、相手国の自立発展を促す意味で実施主体は相手国側にあるべきであり、その責任者も先方の代表者となります（図6を参照）。また、共同

研究の円滑な実施を促進するため、原則として日本側と相手国側の双方の関係者（日本側：日本大使館・JICA 在外事務所長・研究代表者・研究者・業務調整員等、相手国側：援助窓口省庁・研究機関管轄省庁・関係省庁・研究機関等）から成る合同調整委員会（JCC: Joint Coordinating Committee）を設置し、定期的に会合を開催することにより、共通問題にかかる協議を行いその解決を図ることとなります。この合同調整委員会の運営は、本プログラムが国際共同研究協力であることに鑑み、日本側と相手国側の共同推進体制で行うことが適切です。

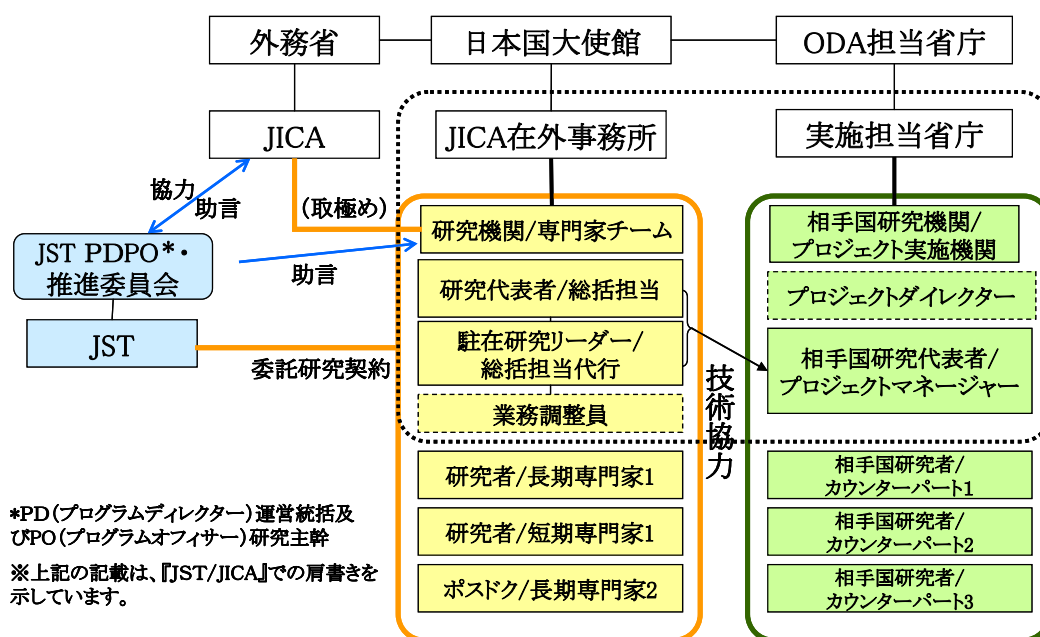


図6 技術協力プロジェクト実施の体制 (例)

5. プロジェクト採択後の JICA と研究代表者所属機関の契約

本プログラムに採択された課題の研究代表者所属機関には、JST と委託研究契約を締結していただくとともに、JICA との間においても「地球規模課題対応国際科学技術協力における技術協力の実施に関する取極め」(以下、取極め) および事業契約書を交わしていただくことをあらかじめ承知おきください。この取極めでは、採択されたプロジェクトに関する JICA および研究代表者およびその所属機関の業務内容・責務等が明記されており、開発途上国において共同研究を実施するにあたり組織としての対応をお願いするものです。

なお、取極めは研究代表者所属機関に一つです。既に取極めがなされている研究代表者所属機関では、プロジェクト実施のために取極め「本体」を新たに締結する必要はなく、別途適用範囲を定めるための「附属書」を作成することとなります。

取極め本体および附属書ならびに事業契約書の様式は、以下 URL を参照ください。

本 体：http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/pdf/A_1.pdf

附 属 書：http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/pdf/A_2.pdf

事業契約書：http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/pdf/B_1.pdf

取極めと事業契約の内容等は以下のとおりです。

(1) 取極め

研究代表者所属機関と JICA は双方の責務を規定する取極めを締結します。研究代表者所属機関は、日本側研究者の相手国への派遣、相手国研究者の日本への招へい、機材調達の実施を担い、関係者の安全配慮義務も有します。その際、両機関の会計規程等関連諸規程を確認・調整の上、研究代表者所属機関自ら執行を行うものについては当該機関の規程を適用します。研究の結果得られる知的財産権は JICA ではなく研究機関に帰属します。JICA は経費の支払いと相手国との調整に責任を有します。

(2) プロジェクトの計画策定

プロジェクトの開始に当たり双方協議の上で予算を含む全体計画および年次計画を策定するとともに、年次計画に基づく事業契約期間の中間時点においてプロジェクトの進捗に合わせて当該計画を見直します。年次計画の対象期間は、必ずしも 1 会計年度内の範囲にする必要はなく、複数年度に渡る期間でも差し支えありません。なお、機材調達を事業契約に含める場合は、機材の納期が年次計画の期間内となるよう調整する必要があります。

(3) 事業契約

事業契約書は、プロジェクト実施の内容や経費負担・経理処理等について規定しているものであり、JICA と研究代表者所属機関の間で年次計画ごとに締結します。経費の執行は、この事業契約書が締結されて初めて可能となります。年次計画の期間は、必ずしも単一の会計年度内に限定しておらず、複数の会計年度に及ぶ期間の事業契約も可能です。

取極めと事業契約に基づき、研究代表者所属機関が当該機関の諸規程に基づき契約経費を執行し精算します。JICA から契約期間の半期ごとの概算前払い（初回は契約金額の半額程度まで）ができます。前払いを受けた資金の管理および会計処理ならびに領収書等の支出証拠書類の管理・保管は研究代表者所属機関が行い、JICA に対しては、支出状況報告書、証拠書類の写しおよび原本証明書等を提出していただきます。事業契約の費目、積算、概算払い、精算等事務処理に関するルールについては、JICA ホームページに掲載している「[事業契約ガイドライン](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/pdf/manual_contract.pdf)」http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/pdf/manual_contract.pdf を参照してください。

なお、在外における執行経費（現地業務費や現地調達機材費）は、原則として、事業契約には含めず JICA がプロジェクトサイトの業務調整員現地業務費）や JICA 事務所（機材現地調達）を通じて JICA 規程に基づいて執行します。

(4) プロジェクト予算の目安額

1 課題あたりの経費は年間 6 千万円程度を上限の目安とし、国際共同研究期間中の経費総額は 1.8 億円（3 年間）～ 3.0 億円（5 年間）程度を想定していますが、この目安額は研究内容および必要経費によって異なります。また、具体的な ODA 事業経費の予算額は、条件付採択後の詳細計画策定調査以降に活動内容が定まったところでその計画に沿って決まることとなり

ます。上記の目安額には、事業契約に含まれる在外研究員派遣（短期・長期）、招へい外国人研究員の受入、機材供与（事業契約の購入費、国内輸送費、並びに JICA が実施する相手国への輸送費、保険料、機材現地調達経費）、事務管理直接経費および業務調整員が管理する現地研究活動経費は含まれていますが、業務調整員派遣経費および各種調査団派遣経費（詳細計画策定調査、運営指導調査、中間レビュー調査、終了時評価調査等）は含まれていません。業務調整員や調査団の派遣を行う必要が生じた場合は、上記の目安額に当該経費を加算します。

なお、本プログラムは政府予算の成立前に公募等を行っているものです。したがって、決定した予算の内容および金額に応じて 1 課題あたりの予算上限が変更される場合があることをあらかじめご了承ください。

（５）支出可能な経費

事業契約金額は、主として相手国内における共同研究に必要な経費に関して支出が可能です。相手国研究機関と合意した R/D および R/D 内容に基づく全体計画又は年次計画に基づき、国際共同研究を目的とした活動に係る経費のうち、①在外研究員^{*17}（日本側研究者）の派遣にかかる経費、②招へい外国人研究員（相手国側研究者）の受入にかかる経費、③共同研究に必要な機材の供与にかかる経費、④日本国内の事務管理直接経費に対してのみ支出することができます。

①在外研究員（日本側研究者） ^{*17} の日本から相手国への派遣にかかる経費	航空賃、日当・宿泊費、旅行雑費等（派遣期間 1 年以上の長期派遣者の場合は赴任旅費、移転料、各種手当等）
②招へい外国人研究員（相手国側研究者）の相手国から日本への受入にかかる経費	航空賃、日当・宿泊費、研修経費等。受入れ期間により、短期（1 年未満）と長期（1 年以上）があります。 ^{*18}
③共同研究に必要な機材の供与にかかる経費	先方政府に供与する機材 ^{*19} の購入費、輸送費、据付・調整費。日本国内の研究に必要な機材については対象外、JST 研究委託契約で対応。
④日本国内の業務諸費	事務管理のためのアルバイト雇用経費、消耗品購入経費等

表 4 JICA が支援する経費

^{*17} 日本側の研究チームのメンバーであっても、学部や大学院等の学生は在外研究員としては派遣できません。

^{*18} 短期および長期研究員は、共同研究期間内（＝R/D に定められたプロジェクト実施期間内）であることが受入条件であるため、研究代表機関においては、候補者選定の段階から計画的に準備を進めていただきます。

^{*19} 日本側研究機関に資産計上され、先方政府に供与されない機材は、ODA 経費では負担できません。日本国内での研究費となりますので、JST 委託研究費からの支出を検討ください。

(6) 相手国負担の原則

ODA 事業においては、相手国側の自助努力やプロジェクト終了後の持続性を重視し、原則相手国側負担と定めている経費があります。ODA による国際協力の一環である本プロジェクトにおいても、この基本方針を踏まえ、**必要な経費の全てを JICA が支援するのではなく、相手国側の自助努力を促していく必要がある点に留意ください**。以下は本来相手国側に負担を求める経費の例です。

- a) 相手国研究機関研究者および関係者並びに当該研究機関が直接雇用している人員にかかる人件費
- b) 相手国研究機関との活動拠点となるプロジェクト事務所の借上費および光熱水料
- c) 相手国研究機関研究者および関係者による通常業務や研究上必要な相手国内出張にかかる交通費・旅費（日当・宿泊費）および会議日当
- d) 研究活動に使用される備品・消耗品および設備費、供与機材の運用や維持管理にかかる経費

なお、研究に必要な設備・備品についても、相手国側による負担や既存の設備・備品の活用を求め、真に必要な支援に絞り込みます。

(7) 経費管理体制

ODA 事業経費に関しては、JICA が支出する現地にて必要な経費を除き、日本側研究代表機関と JICA が締結する取極めおよび事業契約書に従い、原則、日本側研究代表者所属機関に管理していただきます。ODA 技術協力プロジェクトはインカインド・エイド (In-Kind Aid) であり、相手国に対して、資金の直接供与ではなくヒトやモノの提供の形で支援が行われます。したがって、相手国研究機関が資金の供与を受け管理することはできませんし、全体計画又は年次計画に定めのない相手国研究機関独自の事業活動等に対する支援もできません。また、各経費の支出に関して特に JICA のルールが定められている場合には、それに準拠することとなりますのであらかじめご了承ください。特に、相手国研究機関に直接プロジェクト経費が配分されることはない点について、相手国研究機関が誤解しているケースも散見されることから、相手国側には必ず事前に説明願います。

6. 業務調整員について

JICA では、業務調整員（上述のような現地における経費の管理（予算執行を含む）のほか、在外研究員（日本側研究者）の派遣および招へい外国人研究員（相手国側研究者）の受入に関する相手国政府との事務的なやりとりや諸手続き、あるいは機材の現地調達にかかる在外事務所との連絡調整等を行う人員）を原則として公募により確保し現地に配置することとしています。業務調整員は、R/D 締結後、日本側研究員の派遣前にできるだけ早いタイミングで相手国に派遣されることが望ましく、JICA の技術協力プロジェクトに精通した者を配置することとなります。

7. プロジェクトの評価について

図5にて記載のとおり、技術協力プロジェクトでは、共同研究期間の中間時点で実施する中間レビュー、終了3～6ヶ月前を目途に実施する終了時評価、終了後3年以内に実施する事後評価があります。中間レビューおよび事後評価は必要と判断されたプロジェクトについて、終了時評価は全プロジェクトを対象に実施します。

評価に際しては、相手国内の JICA 関係者にて実施する場合や、日本から評価のための調査団が派遣されて実施する場合があります。いずれの場合においても技術協力プロジェクトの実施期間中における評価は運営管理の一環として行われることから、相手国研究機関、採択された研究機関の協力を得て実施されます。なお、本プログラムにおいては、JICA と JST が連携・協力して評価を実施します。

その他 JICA 事業の評価については以下のサイトを参考にしてください。

<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/>

8. 科学技術研究員派遣（技術協力個別案件（専門家）型）について

地球規模課題に対応する科学技術協力の取り組みの一つとして、SATREPS とは別に科学技術研究員派遣制度（技術協力個別案件（専門家）型）があります。これは、外務省、JICA、文部科学省、独立行政法人日本学術振興会（JSPS）の4機関が連携して実施するものです。科学技術研究員派遣（技術協力個別案件（専門家）型）では、本邦国内研究機関等に所属する優れた研究者を開発途上国に派遣し、開発途上国側の研究者と小規模な共同研究を行い、開発途上国の大学・研究機関等のキャパシティ・ビルディングを支援することを目的としています。地球規模課題の解決に向けた取り組みである限りにおいて研究対象分野は特に限定されません。実施にあたっては、相手国からの人員派遣の要請（相手国側で特定の日本の研究機関・研究者を希望することもできます。）に基づき、日本国内の研究者ネットワークを有する JSPS がマッチングおよび派遣候補者の選定を行い、文部科学省を通じて正式に推薦された候補者を JICA が個別専門家として派遣します。原則として相手国側研究者の招へいはできず、業務調整員の配置もありません。なお、この科学技術研究員派遣（技術協力個別案件（専門家）型）と重複する共同研究内容で本プログラムを同時期に実施することはできません。

科学技術研究員派遣制度（技術協力個別案件（専門家）型）

<http://www.jsps.go.jp/j-oda/index.html>

9. ODA に関する問合せ先

(1) JICA 本部

JICA 本部での本プログラムに関する窓口は、国際科学技術協力室です。ODA による技術協力の枠組みに関しては、以下へお問い合わせ願います。

独立行政法人国際協力機構（JICA）国際科学技術協力室

E-mail : eigst@jica.go.jp

Tel : 03-5226-8105

(2) JICA の国内、海外拠点

JICA 国内事務所一覧

<http://www.jica.go.jp/about/structure/domestic/index.html>

JICA 在外事務所一覧

<http://www.jica.go.jp/about/structure/overseas/index.html>

相手国研究者と研究のグランドデザインを十分に練っていただいた上で、お問い合わせ願います。公募要領の内容に関するお問合せについては JICA 在外事務所では受け付けておりませんので、了承ください。

(3) ODA・技術協力の概要に関する参照サイト

外務省 ODA サイト

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ODA/index.html>

ODA 国別地域別政策・情報

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ODA/region/index.html>

JICA 「技術協力プロジェクト」サイト

<http://www.jica.go.jp/project/index.html>

(財) 国際協力推進協会「経済協力参加への手引き II 章 技術協力」

<http://www.apic.or.jp/plaza/tebiki/contents/chapter2.html>

JICA 「科学技術協力」サイト

<http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/index.html>

JICA 「地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）プロジェクト実施の手引き」

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/science/form/pdf/manual_SATREPS.pdf

<ODA に関する用語解説>

ODA 担当省庁：

相手国政府において海外からの援助の窓口業務を担当している省庁。担当省庁は国によって異なるが、外務省、財務省、計画省等。

技術協力要請：

相手国政府（ODA 担当省庁）より日本政府に対して提出される技術協力にかかる要請。外務省および JICA は、毎年夏から秋にかけて翌年度に実施するプロジェクトに関し、相手国政府からの要望を聴取している。相手国政府からの協力要請は、現地の日本大使館を通して本邦の外務省に提出される。

国際約束：

国または国際機関が主体となり、国際法上の権利義務関係を設定するもの。「条約」として国会の承認を必要とするものと、「外交関係の処理」として行政府限りで締結される行政取極に分類されるものがある。通常は閣議決定を要するが、これらの正式な国際約束の他に、閣議決定を経ずに外務省限りで取り交わされるものについても、実務上は国際約束の一種として取り扱われており、本プログラムでいう国際約束はこれを指している。

技術協力プロジェクト：

開発途上国の抱える課題に対し、「専門家派遣」、「研修員受入」、「機材供与」の 3 つの協力手段（協カツール）を組み合わせ、一つのプロジェクトとして、特定の目標のもとに一定の期間に実施される活動。本プロジェクトでは、「専門家派遣」を「在外研究員派遣」、「研修員受入」を「招へい外国人研究員受入」と称している。

専門家派遣：

技術協力プロジェクト等の対象となる行政官や技術者（カウンターパート）に対して、技術移転、政策面のアドバイス、プロジェクトのマネージメント等を行うための人材を、日本から相手国へ派遣すること。本プロジェクトでは、相手国において研究を行う日本側研究者を「在外研究員」と称し、1 回の派遣期間（本邦出発日から帰国日まで）が 1 年以上の者を「長期在外研究員」、1 年未満の者を「短期在外研究員」として JICA 専門家の枠組みで派遣する。なお、短期在外研究員の派遣にかかる諸手続きは研究代表者所属機関が行う（経費も JICA と研究代表者所属機関の間で締結する事業契約経費に含める）が、長期在外研究員については JICA 直営により派遣手続きを行う（経費は事業契約経費に含めない）。

研修員受入：

開発途上国よりカウンターパートを研修員として日本や第三国に受け入れ、各分野で専門的知識や技術を移転することにより人材育成支援を行うもの。本プロジェクトでは、相手国から招へいする共同研究者を「招へい外国人研究員」と称し、JICA 研修員の枠組みで受け入れを行う。

事前評価：

協力実施前に、実施の優先度や必要性を確認し、協力内容や予想される協力効果を明らかにした上で、協力実施の適切性を総合的に判断するもの。事前評価の段階で策定した評価指標は、各段階の評価において、協力の進捗状況と効果を測定する基準として活用される。

インカインド・エイド：

現物支給のこと。開発援助の場合には、専門家派遣や機材供与等資金供与以外の方法で行う支援を指す。

ローカルコスト：

プロジェクトの実施運営に際し、相手国が負担すべき費用。人件費、土地取得の経費、供与機材の引き取り・輸送に必要な経費、リカレント・コスト（＝建設された施設や供与された機材の運営・維持管理や要員の雇用等のために継続的に必要となる経費）等。

キャパシティ・ディベロップメント：

開発課題に対処するための能力（キャパシティ）を途上国自身が強化していくこと。キャパシティ・ビルディングが外からの能力構築を指すのに対して、キャパシティ・ディベロップメントは、途上国のキャパシティを個人・組織・制度・社会と複層レベルで包括的に捉え、途上国側で主体的にキャパシティを向上させていくプロセスを指す。JICAの協力は、途上国のキャパシティ・ディベロップメントを側面的に支援するファシリテーターとしての役割を担っている。

<http://libopac.jica.go.jp/>

JICA 図書館蔵書検索からキャパシティ・ディベロップメントで検索、例えばキャパシティ・アセスメントハンドブックは、以下の通りです。

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000245021.html>

V. 応募に際しての注意事項

1. 研究提案書類記載事項等の情報の取り扱いについて

(1) 研究提案書類等の管理について

提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の遵守その他の観点から、研究提案書類記載事項の情報を事前承諾なしに選考や各種案内以外の目的に使用することはありません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ウェブサイトを参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0059.html>

なお、本プログラムにおいては、選考のために外務省・文部科学省・JICA に研究提案書類や書類選考結果・面接選考結果を提供します。

また、本プログラムにおいて外務省・文部科学省・JICA に提供した情報は、JST における選考への協力のための基礎資料として、あるいは外務省・文部科学省・JICA・JST において次年度に向けた制度運用のための統計データとして、目的を限定して活用することをあらかじめ承知おきください。提案者の事前承諾なしに、上記および本項の記載内容以外の目的に研究提案書類記載事項等の情報を使用することはありません。

(2) 採択（条件付採択を含む）された課題に関する情報の取扱い

採択（条件付採択を含む）された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額および実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

条件付採択決定後然るべき時期に、研究者の氏名、所属、研究課題名、研究課題要旨、国際共同研究相手国名、および相手国機関名を公表する予定です。また、採択者（条件付採択を含む）の提案書類は、採択後の研究推進のために JST が使用することがあります。

(3) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの政府研究開発データベースへの情報提供等

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等について協力いただくことがあります。

※「政府研究開発データベース」：国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

2. 不合理な重複および過度の集中

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

なお、本プログラムへの申請段階（提案書類の提出後含む）において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、様式7「他制度での助成等の有無」に応募・受入状況等を明記し、新たに他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本プログラムの事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、また事実と異なる記載をした場合は本プログラムにおいて、研究課題の不採択、採択（条件付採択を含む）の決定の取消し、または減額配分（以下、「採択の決定の取消し等」という）とすることがあります。（「競争的研究資金の適正な執行に関する指針」（平成 21 年 3 月 27 日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）より）

（1）不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称およびその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合。
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合。
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これに準じる場合。

（2）過度の集中に対する措置

本プログラムに提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（研究者等）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本プログラムにおいて、採択の決定の取消し等を行うことがあります。なお、下記の内容については、は、様式2、3および5で適切に記載されることが求められます。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（(研究充当率：研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合。研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事

時間を指します。

- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合。
- その他これらに準ずる場合。

※最先端・次世代研究開発支援プログラムの重複制限

「最先端・次世代研究開発支援プログラム（NEXTプログラム）」に採択され、研究開発を実施する研究者については、平成23年度以降、事業期間終了まで、国又は独立行政法人からの他の研究費（研究開発を直接の目的としない事業の資金を除く）の配分を受けることができません。他の研究費に応募することは可能ですが、採択後に当該研究費を受ける場合にはNEXTプログラムについては、日本学術振興会の承認を得た上で廃止する必要がありますので留意ください。

3. JST 委託研究費の不正使用および不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用および不正な受給（不正使用等）への措置については以下のとおりとします。

（1）契約の解除などの措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更、補助金の返還を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（2）申請および参加の制限

本プログラムの研究費の不正使用等を行った研究者およびそれに共謀した研究者に対し、本プログラムへの申請および参加を制限します。また、他府省および他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合があります。

4. JST 委託契約による研究活動の不正行為に対する措置

実施課題に関する研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用。以下、不正行為）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）に基づき、以下のとおりとします。

（1）契約の解除・変更、委託費の返還

研究活動の不正行為が認められた場合、委託契約の解除・変更を行い、研究活動の不正行為の悪質性等に考慮しつつ、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約

についても締結しないことがあります。加えて、JST は競争的資金の適正な執行に関する指針（平成21年3月27日改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、不正行為の悪質性等に考慮しつつ、不正行為が認められた研究者が得た JST の競争的資金について、全部又は一部の返還を求めることができます。

（2）申請および参加の制限

以下の者について、一定期間、本プログラムへの申請および参加を制限します。また、他府省を含む他の競争的資金等の担当に当該不正行為の概要（不正行為をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において、申請および参加が制限される場合があります。なお、上記の取扱および対象プログラムは変更される場合がありますので、適宜文部科学省および JST のウェブサイト等で確認ください。

措置の対象者	制限される期間（不正 が認定された年度の翌 年度から）
不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の、不正行為 に関与したと認定された著者、共著者及び当該不正行為に関与し たと認定された者	2～10年
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があ ったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う 者として認定された著者	1～3年

※不正行為が認定された当該年度についても、参加を制限します。

5. 他の競争的資金制度で申請および参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度※において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本プログラムへの申請および参加を制限します。「他の競争的資金制度」について、平成25年度に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、平成24年度以前に終了した制度においても対象となります。

※ 現在、具体的に対象となるプログラムにつきましては、以下の HP をご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/12ichiran.pdf>

6. 研究機関における JST 委託研究費の適切な管理・監査の体制整備等について

(1) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体制整備等事故評価チェックリスト」の提出について

SATREPS の応募に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、およびその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」を提出することが必要です。チェックリストの提出がない場合の応募は認められません。

このため、下記ホームページの様式に基づいて、JST との暫定委託契約締結までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省サイトをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記HPに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページをご覧ください。）

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成 24 年 4 月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

(2) 間接経費にかかる領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管しておくこと。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに指定した書式により jst-i-report@jst.go.jp（研究倫理室／独立行政法人科学技術振興機構）に報告が必要となります。

7. その他

(1) 男女共同参画について

JSTは男女共同参画を推進しています！

JSTでは、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議は、第3期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多様な個人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。第4期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で25%という第3期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、更に30%まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JSTでは、事業を推進する際の活動理念の1つとして、「JST業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。

新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。

男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしています。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長

中村 道治

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう

日本における研究者に占める女性の割合は、現在13.8%（平成22年度末現在。平成23年科学技術研究調査報告（総務省）より）といわれています。上昇傾向にはあるものの、まだまだ国際的にはとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

これらの課題に対しては、国としても様々な取り組みが行われていますし、同時に、女性自身、そして社会全体の意識改革も必要でしょう。「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、少しずつでもよいからステップアップしていけるよう、チャレンジを継続していった欲しいと思います。

JSTでは、研究者の皆さんから研究提案を募ることで事業を推進しています。そこで、女性研究者の皆さんにも、まず研究提案を応募することから飛躍への第一歩をつかんでもらいたいと思います。JSTでは、研究提案数が増えれば、採択数の増加が促され、それが女性研究者全体の研究機会の拡大にもつながっていくものと考えています^(※)。

この機会にJSTの事業に参加することで自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロールモデルとなっていただければ、と願っています。

※ JSTの公募事業全体における女性研究者の比率は応募6.7%に対し採択6.7%です。採択率は応募率の変動にリンクしている傾向があります。（平成23年度公募実績（平成23年12月現在））

独立行政法人科学技術振興機構 男女共同参画主監

小館 香椎子

JSTでは、機構の業務に係る男女共同参画推進計画を策定し、推進しています。SATREPSでは、女性研究者からの応募者数の数値目標を20%としました。皆様からの積極的な応募をお待ちしています。また研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。

JST 男女共同参画ホームページ

<http://www.jst.go.jp/gender/>

JST 男女共同参画推進計画

<http://www.jst.go.jp/gender/keikaku.html>

（2）安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替および外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

（※）現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの研究員の招へいや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等の下記のホームページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。

経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

経済産業省：安全保障貿易ハンドブック（2012 第6版）

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドランス(大学・研究機関用)

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(3) ライフサイエンスに関する研究について

生命倫理および安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

なお、相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについても、国際ルール(外国為替法、安全保障貿易管理、生物多様性条約等)に配慮し、相手国の法令に従ってください。また、研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、当該国の関連条約等(生物多様性条約、バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書)の批准、コンプライアンス状況等について、あらかじめ確認をお願いします。なお、生物遺伝資源へのアクセス、および生物多様性条約の詳細については、下記を参照ください。

財団法人バイオインダストリー協会

<http://www.mabs.jp/index.html>

Convention on Biological Diversity

<http://www.cbd.int/>

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、留意ください。

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成12年法律第146号)
- 特定胚の取扱いに関する指針(平成21年文部科学省告示第83号)
- ヒトES細胞の樹立および分配に関する指針(平成21年文部科学省告示第156号)
- ヒトES細胞の使用に関する指針(平成22年文部科学省告示第87号)
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成21年厚生省令第68号)
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について(平成10年厚生科学審議会答申)
- 疫学研究に関する倫理指針(平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号)
- 遺伝子治療臨床研究に関する指針(平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号)
- 臨床研究に関する倫理指針(平成20年厚生労働省告示第415号)
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)

なお、文部科学省における生命倫理および安全の確保について、詳しくは下記を参照ください。

ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

さらに、本プログラムの実施にあたり、(a) 医薬品・医療機器の開発・製造・販売を目的とする治験 (Clinical Trial) および人体に侵襲を加える、あるいはプライバシーを侵害する臨床試験 (以下「治験等」という) の扱い、(b) 医療行為、ならびに、(c) 研究事業実施に関する安全策および倫理的配慮について、JICA の対応方針は以下のとおりとなりますので留意ください。

a) 治験等の扱い

治験等は、JICA 事業として実施しません。ただし、治験等の実施につながる相手国カウンターパート機関および医療従事者等の準備的研究活動、能力強化についてはその限りではありません。

b) 医療行為の扱い

医療行為は、JICA 事業として実施しません。在外研究員は医療行為を実施する目的では派遣されていないこと、相手国の医師免許を有さないこと、医療行為の結果に対する責任を JICA が負うことは適当でないのがその理由です。

c) 研究事業実施に関する安全策および倫理的配慮

研究事業は、日本国および相手国の倫理指針等を遵守し、相手国側の倫理委員会にて審査を経た上で、事業に直接あるいは間接的に関わる全関係者および環境に対する安全が確保されたのちに実施する方針となります。

(4) 社会・倫理面等の配慮について

研究計画上および実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められる研究については、選考の段階で不採択となります。また、上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択(条件付採択を含む)の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置等を取ることがあります。研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権および利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

(5) 関係法令・指針等について

これらに違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

Q & A

Q & Aについては、以下のウェブサイトも参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/faq.html>

府省開発共通研究管理システム（e-Rad）の運用、所属研究機関・研究者の登録およびe-Radの操作等に関しては、以下のウェブサイトを参照ください。

<http://www.e-rad.go.jp/>

1. プログラムの目的・趣旨に関する Q&A

Q これまでどのような課題が採択されていますか。

A 平成20年度は12課題、平成21年度は20課題、平成22年度は17課題、平成23年度は10課題、平成24年度は9課題の合計68課題の国際共同研究を採択しています。採択課題の概要等については、事業紹介パンフレットや下記のウェブサイトに掲載していますので、参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/kadai/index.html>

Q 平成25年度の公募要領の主な変更点を教えてください。

A 平成25年度の公募要領の主な変更のポイントは下記のウェブサイトに別紙として掲載していますので、そちらを参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

Q 「開発途上国のニーズ」は、どのように把握したらよいでしょうか。

A 本プログラムでは開発途上国のニーズに則した研究提案になっているか否かが課題選考における重要な視点となっています。したがって、事前の研究交流等を通じて十分に相手国のニーズを把握した提案が望まれます。また、将来の社会実装を目指す国際共同研究の実施のためには、相手国においても相手国の行政機関等を含めた組織的な取り組みが求められ、その体制が十分に整っているかどうかも選考の際に考慮されます。プロジェクトの形成にあたっては、相手国にある日本大使館およびJICA在外事務所にも事前に情報共有いただくことをお勧めします。

Q 政府開発援助と連携することになっていますが、研究代表者は長期在外研究員として相手国に常駐しなければならないのでしょうか。

A 必ずしも研究代表者が相手国に常駐する必要はありません。技術協力プロジェクトでは、「短期シャトル型の専門家」という形態で柔軟に対応しています。ただし、相手国内における研究活動経費を支出する際には、いずれかの共同研究チームのメンバー（業務調整員を含む）が相手国へ派遣されていること、共同研究を通して相手国の自立的開発能力の向上に寄与することが日本側研究者には求められていること、および研究代表者が総括責任者として当該国際共同研究における在外研究員派遣の責任者であることに留意のうえ、専門家派

遣計画を検討ください。

Q 研究代表者以外の日本側研究参加者について、相手国への常駐者が必要でしょうか。

A 必ずしも日本側研究者が常駐しなければならないというわけではありません。しかし、開発途上国である相手国との共同研究を円滑に推進するため、また、その共同研究を通じて相手国のキャパシティ・ディベロップメントを図るということも事業の趣旨であるため、常駐ではなくとも、例えば現地勤務3ヶ月日本勤務1ヶ月を繰り返すなど現地における研究に重きを置いて継続的に派遣されることが望ましいと言えます。選考にあたっては、提案内容における日本側実施体制も踏まえて総合的に評価します。

Q 本プログラムへの、一機関あたりの応募数制限はありますか。

A 機関ごとの応募件数の制限はありません。ただし、一機関から2件以上応募いただく場合でも、原則、1件の提案書類ごとに研究代表者所属機関の長（学長、理事長等）からの承諾書が必要です。

Q Friends of SATREPS について教えてください。

A 地球規模の国際科学技術協力に向け、SATREPS の研究者や関係者だけでなく、国際共同研究あるいは途上国等の開発問題に関心のある研究者・学生、企業、NPO、個人、団体等、誰でも参加できる登録制コミュニティサイト（ソーシャル・ネットワーク・サービス：SNS）です。既存プロジェクトとの連携、新規課題応募に向けたプロジェクトチームの形成、ニュースやイベント情報の配信、受け取り、その他情報交換をコミュニティ等を通じて行うことができます。今回の公募から、研究代表者を始め研究チームに参加を予定している方（相手国研究者を含む）へ、Friends of SATREPS への登録、提案課題に関するコミュニティの作成をお願いしていますので協力をお願いします。

2. 主に JST が担当する業務に対する Q&A（主に日本国内における選考～研究実施に関する Q&A）

（1）対象分野・領域について

Q 応募課題内容が融合的で複数の研究領域にまたがる場合はどうすればよいですか。

A 提案書（様式1）において複数分野を選択していただいた上で、境界領域の課題として提案を受け付けます。なお、審査では、応募内容に適切な知識をお持ちと思われる外部有識者により、書類の査読、および面接審査をおこないます。

（2）応募の要件等について

Q 応募可能な企業の要件について教えてください。

A 日本国内に法人格を有する企業である必要があります。

Q 企業等は代表研究機関になれますか。

A 可能です。ただし、以下にご留意ください。

・公共性のある活動を行っている研究機関は代表研究機関になることができます。また、公共性のある活動を行っていない研究機関は、大学等との共同提案であれば、代表研究機関になることができます。

・JST は、企業等との委託研究契約に先立ち、委託の可否および委託方法に係る審査を行います。この審査の結果によっては、JST が特に指定する委託方法に従っていただくことがあります。また、財務状況が著しく不安定な場合等は、委託が不可能と判断され、当該研究機関では研究が実施できない場合があります、その際には研究体制の見直し等をしていただくことがあります。

・研究代表者に対する給与等は、直接経費より支出する事ができません。詳細は「委託研究契約事務処理説明書（企業等向け）」11 ページをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

Q その他、企業等が参画する際の、留意点を教えてください。

A 以下にご留意ください。

・本プログラムは相手国との共同研究が前提であり、研究の実施に加え、研究成果の公表や知的財産権の共有、相手国からのサンプルや情報の持ち帰り等において企業等所属者であっても相手国側で支障がないことをあらかじめ確認願います。

・研究担当者（研究代表者・主たる共同研究者）に対する給与等は、直接経費から支出はできません。詳細は「委託研究契約事務処理説明書（企業等向け）」11 ページをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

・研究参加者（当該研究題目に参加するメンバー）に対する給与等は、一定の条件の下で支出する事が可能です。詳細は「委託研究契約事務処理説明書（企業等向け）」11 ページをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

・ODA 経費による物品調達の際、原則として、銘柄を指定しない仕様書に基づく競争原理を導入した調達（入札または相見積もり）を行ってください。なお、JST 委託研究経費による物品調達については、「委託研究契約事務処理説明書（企業等向け）」15 ページをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

Q ポスドクは研究代表者として申請できますか。

A ポスドクは、研究代表者、あるいは主たる共同研究者（日本国内で研究チームを構成する研究者のうち、研究代表者と異なる研究機関に所属する研究者を代表する方）として申請することはできません。

Q ポスドクおよび大学院等在籍の学生は研究プロジェクトに参加できますか。

A ポスドクおよび大学院生については、研究プロジェクトを進めるに当たり一定の役割を担っていること、かつ研究計画書に研究参加者として登録することにより、プロジェクトの一員として参加することができます。学部生についても、日本における優れた研究者育成の一環として同様の条件の下に研究に参加することができます。なお、大学院生および学部生は在外研究員として派遣することはできませんが、所定の条件（所属機関と雇用契約を締結していること、在外研究員が同行することなど）を満たす場合は、学生の RA 雇用経費や旅費を JST 経費で支出することができます。詳細については、委託研究契約事務処理説明書等を参照ください。

Q 外国人は研究代表者として申請できますか。

A 国内の研究機関に所属していれば、外国籍研究者も研究代表者として応募することは可能です。また、研究参加者として参画することも可能です。ただし、外国籍の方の場合は、免税・訴追免除等、相手国との協定等により付与されるべき特権・免除事項が適用されない場合がありますので、いずれの場合も相手国に出張する場合は別途 JICA に事前に相談いただく必要があります。

Q 外国人は在外研究員として申請できますか。

A 本プログラムでは、日本による技術協力の実施意義や先方政府との関係等から、日本国籍を有する研究者の派遣を原則とします。ただし、その研究に必須の技能を持つ人材が他になく、研究事業遂行のため余人をもって代えがたいときで、かつ、当該人が外国籍を持つときには別途 JICA と相談していただいて派遣が可能となる場合もあります（在外研究員として派遣できない場合でも、JST の委託研究費による出張は原則可能ですが、前述の特権・免除事項が適用されません）。

Q （相手国でない）第三国に所在する研究機関に所属する研究者の参加は可能ですか？

A 第三国に所在する研究機関に所属する研究者が共同研究に参加することは原則できません。ただし、ワークショップ等に招聘することは可能です。また共同研究参加機関（代表研究機関を含む）での身分（客員研究員等）を有し、その所属機関の管轄下で研究に参加することは可能です。

Q 相手国研究機関で研究を実施することを前提に、海外在住の日本人研究者が、研究代表者として申請できますか。

A 日本に研究拠点を持つ研究代表者とその所属機関、相手国に研究拠点を持つ相手国の研究代表者とその所属機関との間の共同研究を想定しているため、原則として、認めておりません。

Q 非常勤の職員（客員研究員等）でも応募は可能ですか。また、研究期間中に定年退職を迎える場合でも応募は可能ですか。

A 研究期間中、日本国内の研究機関において自らが研究実施体制をとれるのであれば可能です。研究期間中に定年退職が想定される場合は、承諾書（様式9）の記載内容に、定年退職後の組織内での身分保障について明記されている必要があります。

Q 研究実施中に研究代表者の人事異動（昇格・所属機関の異動等）が発生した場合も研究を継続できますか。

A 異動先において、相手国側との関係も含め当該研究が支障なく継続でき、かつ JST との委託研究契約、JICA との取極め、および相手国研究機関との合意文書（MOU 等）を異動先機関が交わすことができるという条件で研究の継続は可能です。なお、異動に伴い研究代表者が交代する場合には、異動後の実施体制について、事前に JST まで相談ください。

Q 研究実施中に移籍等の事由により所属研究機関が変更となった場合、委託研究費で取得した設備等を変更後の研究機関に移動することはできますか。

A 委託研究費（直接経費）により取得した設備等については、移籍先の研究機関へ譲渡等により移動することが可能となっています。なお、当該国際共同研究を推進する上で、当該設備等を移動することが適切か否かを検討いたしますので、事前に JST まで相談ください。当該設備等を移設しない方が適切と判断した場合には移設できないこともあります。

（3）JST からの委託研究費について

Q JST 経費の用途について制限はありますか。

A 経費については、委託研究契約事務処理説明書（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム）下記 URL に掲載していますので、用途を計画する際にご確認ください。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

（4）研究実施体制・予算配分について

Q 採択後、日本国内の研究チーム内での研究費の配分はどのように決めるのですか。

A チーム内での研究費の配分は、採択後に毎年度策定する研究計画書によって決定します。

Q 研究提案書類に記載した研究実施体制を、面接時あるいは採択後に変更することはできますか。

A 研究提案書類に記載された内容で選考を行いますので、不必要な変更が生じることのないよう、研究提案時に慎重に検討ください。なお、研究主幹（P0）の承認のもとでの調整等、もしくは国際共同研究開始に先立って JICA が相手国研究機関と R/D を締結する過程で、変更をお願いすることはあります。

(5) 重複応募について

Q 現在、JST (CREST 等) や他機関 (科学技術戦略推進費等) が募集している事業へ応募しているのですが、採択されるどうかかわりません。このような場合、これと類似したテーマで本プログラムに応募することは可能ですか。

A 応募いただくことは可能です。ただし、今回の本プログラムへの応募が採択候補となった結果、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としての研究課題等への参加が複数となった場合には、研究テーマの内容如何により研究計画の変更や、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うことがあります。

(6) 選考について

Q 面接選考の日程はいつ確定しますか。

A 面接選考会の日程は、後日、本プログラムのウェブサイトに掲載いたします。面接選考の詳細の日程は、面接選考会の日から 2 週間程度前に電話またはメールにて面接対象となった提案課題の研究代表者へ連絡いたします。

Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、代理に面接選考を受けさせてもいいですか。あるいは、面接選考の日程を変更してもらうことはできますか。

A 面接選考時の代理は原則、お断りしていますが、どうしても都合がつかない場合には JST まで相談ください。また、多くの評価者の日程を調整した結果決定された日程ですので、日程の再調整はできません。

Q 面接選考会に、共同研究の相手となる相手国研究機関の研究代表者の出席は必要ですか。

A 必要ではありません。

(7) 研究契約について

Q 日本国内の「主たる共同研究者」が所属する研究機関の研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」(注) の形式をとるのですか。

(注) 研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究契約を締結する形式のこと。

A 本プログラムでは、研究契約は「再委託」の形式はとっておりません。JST は、研究代表者および主たる共同研究者が所属する研究機関のそれぞれと個別に研究契約を締結します。

(8) 研究開始後の評価について

Q 研究開始後の評価はどのように行い、それをどのように活かしていますか。

A 研究課題 (プロジェクト) の評価において、JST は課題における成果目標の達成度、研究運営体制、科学技術の発展と今後の展望、持続的研究活動等への貢献の観点から、また、JICA はプロジェクト運営管理の一環として、研究代表者を始め相手国機関研究者・政府関係者等と共同で ODA 事業としての評価を新・JICA 事業評価ガイドライン

(<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>) に沿って実施します（終了後の事後評価を除く）。評価は、1）国際共同研究期間の中間年を目処（5年間の場合は3年目）に中間評価、2）研究期間終了前に行われる終了時評価、3）研究終了後一定期間を経過した後に行う追跡評価（JICA では事後評価という）があります。評価結果は、報告書やウェブサイト等にて公表します。特に、中間評価の結果は、以後の研究計画の調整、資源配分（研究費の増額・減額や研究チーム構成の見直し等を含む）に反映します。場合によっては、研究課題間の調整や委託研究契約の解除等の措置を行うことがあります。実施期間が5年未満の課題の中間評価については、課題ごとに評価実施の必要性を関係者間で協議し実施の是非を決定します。

Q 中間評価、事後評価等は、JST と JICA で別々にされるのでしょうか。

A 本プログラムでは、評価の位置付けに違いはあるものの、評価による負担を軽減するために、JST、JICA が連携・協力して評価を進めています。

3. JICA (ODA)に関する Q&A（主に相手国内における研究実施に関する Q&A）

（1）国際共同研究対象国について

Q 相手国の複数の研究機関との共同研究を実施することは可能ですか。

A 相手国 1 カ国の中で複数の研究機関との共同研究を実施することは可能です。その場合においては、受付締切までに相手国から ODA の要請書が出ていること、相手国内で共同研究において主体となる研究機関が特定されることが必要です。

（2）相手国での ODA 申請について

Q JST への提案書類提出に合わせて、相手国の共同研究機関の働きかけによって、相手国の ODA 担当官庁が、ODA の技術協力プロジェクト実施を申請（協力要請の提出）する必要があるのでしょうか。

A JST への研究課題の提案書類提出に合わせて、相手国側による ODA 要請書の提出が必須です。所定の期限までに研究提案書と ODA 要請書の双方が提出されたプロジェクトのみ審査の対象となります。どちらか一方が所定の期限までに提出されていないプロジェクトはその時点で不採択となりますのでご注意ください。

Q ODA 要請書の提出のプロセスについて教えてください。

A ODA には翌年度以降の実施開始を要望する新規プロジェクトを前年度に募集する「要望調査」というプロセスがあります。具体的には、相手国研究機関が要請書を作成、所管省庁の承認後、相手国の ODA 担当省庁を通じて日本大使館に提出し、大使館が外務省（本省）に要請書等の必要書類を送付します。相手国側研究機関が要請書を提出する場合の提出先や締切等は相手国によって異なりますので、詳細は相手国側研究機関を通じて ODA 担当省庁に確認ください。上記の正規のルートで要請書が提出されることが要件であり、この要件を満たしていないプロジェクトは正式要請として認められませんのでご注意ください。

なお、要請書の提出にあたっては、相手国にある日本大使館および JICA 在外事務所にも事前に情報共有いただくことをお勧めします。

Q JST への提案書類申請時まで、相手国での技術協力プロジェクト実施の要請内容（要請書）を確定させておく必要がありますか。

A 相手国と要請内容について調整いただいた上で、相手国から要請書を提出いただくことが必要です。特に、提案様式にも記載あるとおり、「研究課題名（英文）」、「研究の目的」、「研究の成果達成目標」、「研究内容および研究計画」、「実施研究体制」、「機材・人員等のおおよその投入規模・内容」、「研究期間」等については、日本と相手国側でコンセンサスがあることが必要です。なお、条件付採択が決定した後、JICA では、相手国機関と R/D を署名するために詳細計画策定調査を行います。その結果を反映して、提案の研究計画を修正いただく可能性もあることを了承ください。「研究課題名（英文）」については、ODA 技術協力プロジェクト要請書のプロジェクト名と同じであることが求められます。相手国研究機関と十分調整してください。

Q ODA 要請書の様式は、どこかで入手できますか。

A ODA の要請書は、相手国研究機関が原案を作成するものであり、相手国研究機関が所管省庁または ODA 担当省庁に照会して様式を入手することが可能です。

Q JICA から開発途上国各国に本プログラムについて、その趣旨・仕組みを含めて周知されているのでしょうか。（提案書様式 0 の 1. ～ 6. のような対応を応募者が行う必要があるのでしょうか。）

A 対象となる開発途上国各国の ODA 担当省庁には外務省/JICA から周知しています。しかしながら、日本側の応募者のカウンターパートとなる相手国研究者まで周知が行き届いているかどうかは各国の国内事情にもよりますので、応募者におかれては、その点理解のうえ相手国研究者（およびその所属機関）との事前調整を十分に行ってください。

（3）対象となる相手国研究機関、相手国研究者およびそれらとの関係について

Q 海外企業・海外 NGO 等の参画は認められますか。

A この事業は相手国からの正式要請と二国間の国際約束に基づく技術協力事業として実施しており、政府出資のない純粋な民間企業・NGO は協力対象外となります。ただし、相手国側の研究機関が政府機関で相手国内における連携パートナーとして民間企業や NGO が研究に参加することは妨げるものではありません。

Q 国際機関の参画は認められますか。

A 開発途上国にある地域国際機関であれば、参画を排除はしませんが、その場合には、「ODA 要請書の提出プロセス」にかかる Q&A で説明のとおり、当該国際機関を受け入れ特権免除を付与している相手国の所管省庁および ODA 担当省庁を通じて ODA 要請書が日本大使館に提

出される正規のルートで提出され、本プログラムの専門家、機材等にも免税等の特権・免除が担保されること、加えて、共同研究の実施に必要となる人員および経費を自ら確保することが前提条件となります。知的財産権の取り扱いについても留意ください。

Q 条件付採択から R/D 署名までどの程度の時間を要しますか。

A 通常、早くとも半年（6ヶ月）程度を要するとお考えください。これは、相手国と国際共同研究の実施内容を協議し、合意するための詳細計画策定調査を実施するために3ヶ月程度、JICAにおける討議議事録（R/D: Record of Discussions）の検討、署名および交換までに3ヶ月程度を要するためです。

Q 日本の研究代表者が所属する研究機関自体が、既に相手国政府や研究機関と協定等を締結している場合、この事業実施のために、JICAが相手国側と協定の類を改めて締結する必要がありますのでしょうか。

A 必要です。本プログラムは ODA との連携事業であり、二国間の国際約束に基づく JICA の技術協力プロジェクトとして実施されます。従って国際約束に基づき、JICA は相手国側と R/D 等の文書を締結する必要があります。

（4）ODA 事業経費等について

Q 研究代表者所属機関と JICA との間で締結される取極めおよび事業契約書の署名者はどの程度の職位の者を想定すればよいですか。

A 取極めのうち、本体（一つの研究代表者所属機関につき初回のみ締結）については、研究代表者所属機関はトップレベル（大学なら学長）、JICA は理事長を想定しています。取極めの附属書（各プロジェクトにつき締結）については、研究代表者所属機関は研究部局の長（学部長等）、JICA はプロジェクト担当部長を想定しています。事業契約書は、研究代表者所属機関は契約権限のある役職者、JICA は契約担当理事を想定しています。

Q プロジェクト実施期間中に相手国側研究者を計画打ち合わせのために日本に呼ぶことはできますか。

A 日本国内での研究のためではなく、研究にかかる打合せ等を目的とする、短期滞在（数日から一週間程度）の日本への出張は可能です。渡航費用は、業務調整員の管理する現地経費から支給します。

別添1 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムの対象国

No.	地域	国名等
1		アゼルバイジャン
2		アルメニア
3		インド
4		インドネシア
5		ウズベキスタン
6		カザフスタン
7		カンボジア
8		キルギス
9		グルジア
10		スリランカ
11		タイ
12	アジア	タジキスタン
13		トルクメニスタン
14		ネパール
15		パキスタン
16		バングラデシュ
17		東ティモール
18		フィリピン
19		ブータン
20		ベトナム
21		マレーシア
22		ミャンマー
23		モルデイブ
24		モンゴル
25		ラオス
26		アフガニスタン
27		アルジェリア
28		イエメン
29		イラク
30		イラン
31	中東	エジプト
32		チュニジア
33		トルコ
34		パレスチナ
35		モロッコ
36		ヨルダン
37		リビア
38		レバノン

No.	地域	国名等
39		アンゴラ
40		ウガンダ
41		エチオピア
42		エリトリア
43		ガーナ
44		カーボヴェルデ
45		カボンド
46		カメルーン
47		ガンビア
48		ギニア
49		ケニア
50		コートジボワール
51		コモロ
52		コンゴ共和国
53		コンゴ民主共和国
54		サントメ・プリンシペ
55		ザンビア
56		シエラレオネ
57		ジブチ
58		ジンバブエ
59	アフリカ	スーダン
60		スワジランド
61		セーシェル
62		赤道ギニア
63		セネガル
64		タンザニア
65		チャド
66		中央アフリカ
67		トーゴ
68		ナイジェリア
69		ナミビア
70		ニジェール
71		ブルキナファソ
72		ブルンジ
73		ベナン
74		ボツワナ
75		マラウイ
76		南アフリカ共和国
77		南スーダン
78		モーリシャス
79		モーリタニア
80		モザンビーク
81		リベリア
82		ルワンダ
83		レソト

No.	地域	国名等
84		アルゼンチン
85		アンティグア・バーブーダ
86		ウルグアイ
87		エクアドル
88		エルサルバドル
89		カイアナ
90		キューバ
91		グアテマラ
92		グレナダ
93		コスタリカ
94		コロンビア
95		ジャマイカ
96	北・中南米	スリナム
97		セントクリストファー・ネイビス
98		セントビンセント
99		セントルシア
100		チリ
101		トミカ
102		トミカ共和国
103		ニカラグア
104		ハイチ
105		パナマ
106		パラグアイ
107		ブラジル
108		ベネズエラ
109		ベリーズ
110		ペルー
111		ボリビア
112		ホンジュラス
113		メキシコ
114		アルバニア
115		ウクライナ
116	欧州	コンゴ共和国
117		セルビア
118		ボスニア・ヘルツェゴビナ
119		マケドニア
120		モルトバ
121		モンテネグロ
122	大洋州	キリバス
123		クック諸島
124		サモア
125		ソロモン諸島
126		ツバル
127		トンガ
128		ナウル
129		ニウエ
130		バヌアツ
131		パプアニューギニア
132		パラオ
133		フィジー
134		マーシャル
135		ミクロネシア

注：情勢により対象国は変更されることがあります。

別添 2 研究提案書類様式の記入要領

- ※ 必要十分な記述が重要ですので、研究提案書類のページ数の制限はありません。
- ※ 研究提案書類の様式は、e-Rad よりダウンロードしてください。
- ※ 様式 2 内の成果目標シートについての作成要領、e-Rad の操作マニュアル（本プログラム提案者用補足資料）は下記からご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

様式0（別添） 提案にあたっての調整状況の確認

- ・ 以下、“はい”または“いいえ”の当てはまる方に“○”をしてください。
- ・ 必ずしも、すべての回答が“はい”でなければ採択されないというわけではありません。提案内容と調整状況を総合的に判断して選考を行います。

<相手国との調整状況>

1	研究計画（日本国内、相手国内いずれにおける実施も含めた全体の計画）について、本プログラムの趣旨、応募しようとする研究領域の趣旨を踏まえて相手国研究者とともに検討し、計画内容について大枠で合意をしていますか？	はい いいえ
2	相手国側から ODA 協力要請を、ODA 担当省庁を通じて日本政府に提出する必要がありますが、相手国研究者が相手国内で定められた期限までにその手配を行うことを確認していますか？	はい いいえ
3	ODA による支援は技術協力プロジェクトの枠組の中で行われること、特に“相手国負担の原則”が適用される経費が存在すること、を相手国研究者が理解していることを確認していますか？	はい いいえ
4	本プログラムが単なる技術移転を実施するプロジェクトではなく、新たな技術・知見の獲得を目的とする共同研究を実施するプロジェクトであることを相手国研究者が理解していることを確認していますか？	はい いいえ
5	将来の社会実装の道筋について、相手国側研究機関のみならず相手国行政機関や民間セクター方針や意向を踏まえて検討していますか？	はい いいえ
6	本プログラムにおいて相手国研究機関の組織的な対応が必要となることについて、相手国研究者は理解し、必要な行動を取っていることについて確認しましたか？	はい いいえ

<日本国内共同研究者との調整状況>

7	通常の競争的資金制度と異なり、ODA との連携事業であることから、共同研究を通じた相手国機関のキャパシティ・ディベロップメントが本プログラムには含まれるものである点について、共同研究者が理解していることを確認しましたか？	はい いいえ
---	--	-----------

<所属機関との調整状況>

8	本プログラムでは、相手国機関との共同研究の実施に関する合意文書の締結、JICA との技術協力プロジェクトに関する取極めの締結等、通常の競争的資金制度にはない責務があります。この点を含め、提案にあたって所属機関と相談し機関長からの承諾書（様式9）を用意しましたか？	はい いいえ
---	---	-----------

<研究代表者本人の他業務との調整状況>

9	本プログラムでは、通常の競争的資金制度以上に研究代表者のマネジメントとそれに要するエフォートが求められます。特に R/D 署名までは、日本国内および相手国との調整に時間を要します。採択となった場合にはその点を踏まえて対応すべくエフォートを検討しましたか？	はい いいえ
---	---	-----------

<Friends of SATREPS への登録状況>

10	J S T の運営する登録制コミュニティサイト「Friends of SATREPS」への参加研究者の登録および提案課題のコミュニティの作成は済んでいますか？	はい いいえ
----	---	-----------

- ・様式1の情報は採択後に一般に公開される予定です。A4用紙2～3枚程度以内で記載ください。
- ・(a)～(j)の項目はe-Radへ直接入力いただく必要がある項目です。詳細は、(別添5)の6. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)への入力項目について(89～90ページ)を参照ください。
- ・日本国内並びに相手国研究機関が複数参画する場合は、全ての機関名および各機関の役割を次頁の実施体制概念図に明確に示してください。

研究分野・領域(環境、低炭素エネルギー、防災、感染症、生物資源、境界領域)

※提案課題の該当する分野・領域に○を付けてください(原則1つですが、複数の研究領域の内容にまたがる研究提案を行う場合は、複数の領域、かつ境界領域を選択してください)

(a) 提案課題名(日本語)	提案課題名にサブタイトルはつけないでください。
(英語)	英語での課題名は相手国研究機関と十分調整いただき、 相手国からの ODA 技術協力のプロジェクト名と同じ課題名 を記載ください。
(b) 研究期間	年間 相手国研究機関と調整した共同研究期間を記載ください。この期間には、R/D 署名までの期間(半年程度)は含まれません。
(c) 研究費総額 (日本側; JST 委託研究費)	小数点は四捨五入して千円単位で記載ください。 総額 千円(間接経費込)
(ODA 事業経費)	総額 千円(間接経費なし)
(相手国側投入予定経費)	総額 千円(直接人件費および間接費以外の本研究にかかる負担経費(出張旅費、機材運用・維持管理経費、建屋経費等の概算額を記載ください。))
(d) 研究代表者名および役職	研究代表者名と役職を記載ください。
(e) 研究代表者所属名	研究代表者の所属機関名、専攻/研究室まで記載ください。
(f) 国内参画機関名	参画する研究者全ての所属機関名、専攻/研究室を記載ください。
(g) 相手国名	国名を日本語又は英語で記載ください。
(h) 相手国研究機関名	相手機関名を日本語・英語併記で記載ください。日本語の対訳がない場合は、英語名のみで構いません(英語限定)。相手国研究機関が複数の場合は、代表機関、協力機関の順に記載ください。
(i) 研究課題の目的	(200字程度) ※英語で記載をする場合は、日本語の対訳を併記ください。
(j) 研究課題の概要	(200字程度) ※英語で記載をする場合は、日本語の対訳を併記ください。
共同研究の役割分担	(日本側) ※日本語または英語で記載ください。 (相手国側) ※日本語または英語で記載ください。

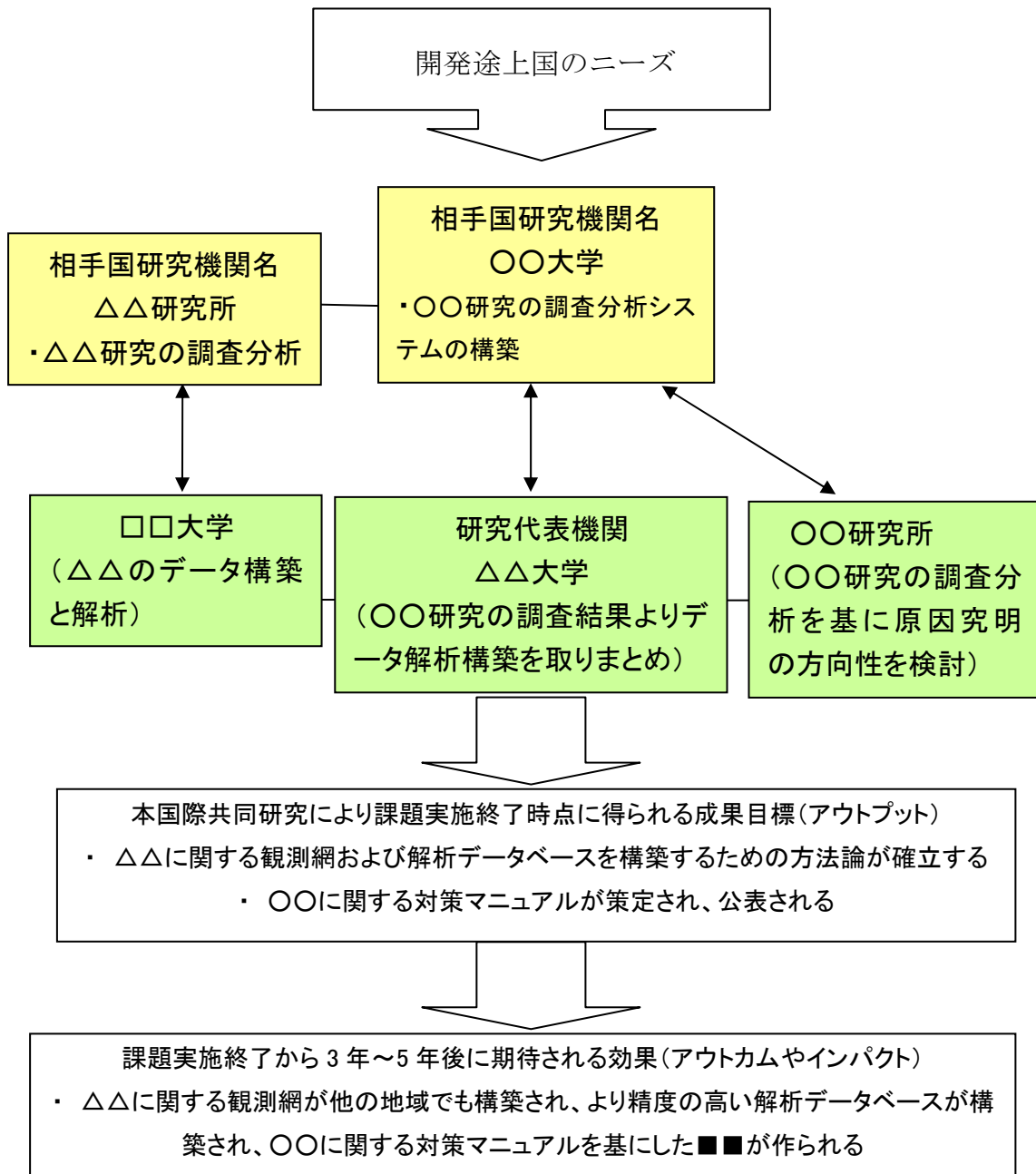
(次ページへ続く)

(前ページより続く)

実施体制概念図

下記の点が明確に示されるように留意いただき、研究課題の実施体制を図表等で記入ください。

- ・ 開発途上国のニーズ等
- ・ 日本側研究機関と相手国機関の役割分担と連携体制
- ・ 国際共同研究によって得られる成果や社会実装の構想等



- ・必要に応じて図や表も用いてください。
- ・A4用紙 5枚程度を目安としますが、必要十分な記述が重要ですので、分量は定めません。
- ・これまでの研究成果論文等を引用される場合は、代表的な論文を最大5編まで記載ください。

1. 研究の背景

(1) 地球規模の課題解決に資する研究課題の背景

- ・本研究構想が対象としている国際的な課題（未解決の科学技術上の問題、それに起因する経済社会上の不利利益、国際的な動向等）を具体的に記載ください。また、本研究構想が、その課題の解決へ貢献するためにどのような役割を果たすか、以下の観点も含め、具体的に記載ください。
 - ・地球規模課題解決に資する重要性
 - ・科学技術・学術上の独創性・新規性

(2) 相手国のニーズ

- ・本研究構想が、相手国のどのようなニーズに対して貢献することが可能か、相手国の科学技術や社会・経済上の背景、相手国研究機関の体制、能力等を踏まえた現状と問題点、支援の必要性・有効性等も含めて具体的に記載ください。また、外務省が公開している「国別援助方針」や「事業展開計画」が作成されている国については、本研究構想とこれらとの関連について、相手国側の開発戦略との整合性に留意して記載ください。また、相手国以外での貢献も期待される場合は、その内容を具体的に記載ください。

※外務省が公開している「国別援助方針」「事業展開計画」については、下記、「国際協力 政府開発援助 ODA ホームページ」の「国別地域別政策・情報」を参照ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/index.html>

2. 研究の目的

- ・本研究構想の目的を具体的に記載ください。
- ・研究期間終了から5～10年後に実現することが期待される科学技術の発展、新産業創出、社会貢献等を含めた本研究構想の社会実装の実現性について、以下の観点も可能な限り含め、具体的(内容、時期、手段と実現の目途)に記載ください。
 - ・社会実装の実現可能性（社会実装の方法、社会実装までのスケジュール、社会実装に当たっての課題等）
 - ・I.2.(1)に記載のある「第4期科学技術基本計画」「日本再生戦略」等の、我が国の重点政策の実現に関する貢献度

※産学官連携による研究提案を行なう場合企業等からも研究成果をどのように社会実装につなげるか、具体的な構想を様式10に記載の上、他の様式と合わせてご提出ください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

3. 研究の成果達成目標

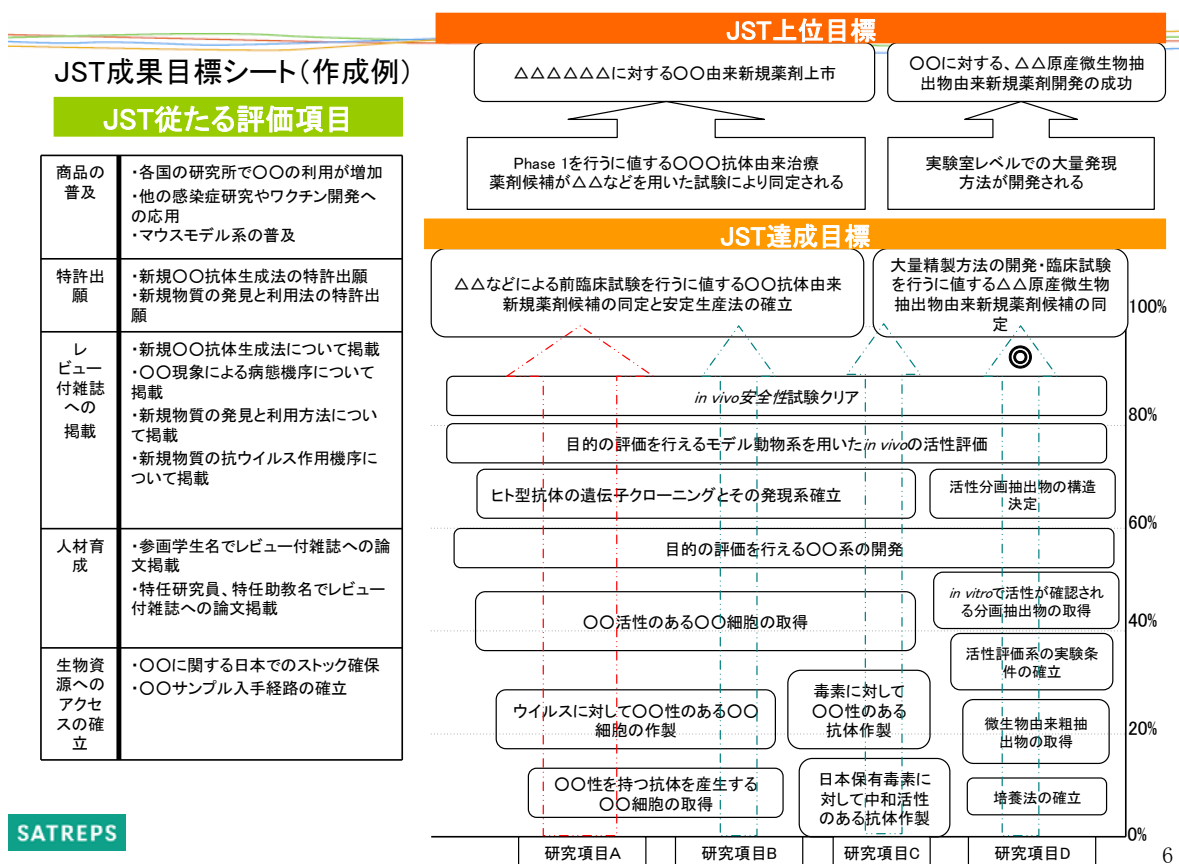
提案課題についてJSTの科学技術的観点からの成果を記載した『成果目標シート』を作成ください。

成果目標シートについての作成要領（各項目についての説明と雛形）は下記のURLよりダウンロードしてください。

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

雛形に記入後、以下の例のように様式2の一部として（PDF等のフォーマットを用いて）、貼付ください。

JST上位目標と達成目標、およびJST従たる評価項目 例)



4. 研究計画の ODA 自己評価

・上記共同研究計画について、妥当性（必要性）、有効性、効率性、インパクト、持続性の DAC 評価 5 項目（既述の新・JICA 事業評価ガイドライン参照）に沿って自己評価を記載ください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

5. 研究計画とその進め方

(1) 全体の研究内容および研究計画 (以下の表を活用して作成ください)

・具体的な研究項目および研究目標を記載ください。

「2. 研究の目的」を達成するための各研究項目のマイルストーン (研究期間途上での研究の達成度の判断基準と時期) を含めて、タイムスケジュールの大枠を示してください。なお、社会実装やキャパシティ・ディベロップメント (相手国研究機関の組織、個人の能力開発、外部連携構築等) に関する計画 (目標、活動) も含めてください。

・「2. 研究の目的」を達成するにあたって現時点で予想される問題点とその解決策案も記載ください。

研究題目・活動	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1. 研究題目1【成果1】			〇〇の実現		〇〇の達成
1-1 研究活動1-1【活動1-1】	←		→		
1-2 研究活動1-2【活動1-2】			←		
2. 研究題目2【成果2】				〇〇の実現	〇〇の開発
2-1 研究活動2-1【活動2-1】	←				→
2-2 研究活動2-2【活動2-2】		←			
3. 研究題目3【成果3】		〇〇方策の提示		〇〇の確立	〇〇の達成
3-1 研究活動3-1【活動3-1】	←		→		
3-2 研究活動3-2【活動3-2】	←				→
3-3 研究活動3-3【活動3-3】			←		

(2) 相手国研究機関との共同研究実施計画

・上記の研究題目ごとに、日本側研究機関と相手国研究機関の役割と共同で実施する予定の研究内容とその計画を記載ください。

(3) アウトリーチ活動計画

・本研究構想におけるアウトリーチ活動計画について具体的に記載ください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

(4) 相手国のキャパシティ・ディベロップメントの計画

- ・相手国研究機関の研究推進体制および行政機関や民間セクターとの連携体制の構築、研究者の人材育成・能力開発等組織、個人、外部連携の各レベルにおけるキャパシティ・ディベロップメントの方針や計画について記載ください。

(5) 相手国への渡航計画

(5-1) 研究代表者自身の渡航計画

- ・1年目：〇〇日×〇回、2年目：〇〇日×〇回、・・・のように記載ください。

(5-2) 相手国に常駐またはそれに近い形で滞在する研究者

- ・氏名/所属/役職/年齢/専門分野、滞在予定〇〇日/年 のように記載してください（複数名記載いただいてもかまいません。該当者がいない場合は、“該当なし”と記載ください）。

(5-3) 上記(5-1), (5-2)以外の研究者の渡航計画

- ・相手国への渡航計画（滞在期間や人数等）を可能な範囲で記載ください。

(6) 相手国からの招へい計画

- ・相手国からの招へい計画（滞在期間や人数等）を可能な範囲で記載ください。
- ・特に、国費留学生制度やJICA長期研修制度等による長期的な招へいを計画している場合も記載ください。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

(7) 機材供与の計画

- ・相手国に供与する機材の主要品目のリスト、その主な仕様（汎用品・特別注文が必要な品か否かの別）、について記載ください。こちらの記載内容によって、別途お話を伺う可能性があります。

(8) 現地業務費

- ・相手国内の研究活動に必要な経費のうち JICA から支給が必要な経費（出張旅費、ワークショップ経費、消耗品費、通信運搬費等）の計画、概算金額について記載ください。

6. 研究基盤および準備状況

(1) これまでの研究基盤

- ・本研究構想を推進するために基盤となる、これまでの国内外の研究成果や研究提案者自身（および必要に応じて研究参加者）のこれまでの研究の経緯と成果等を記載ください。

(2) 相手国研究機関との準備状況

- ・相手国研究機関のインフラ整備状況や相手国研究機関の選定理由等相手国研究機関の研究基盤および相手国行政機関等との連携状況や本研究にかかる予算獲得見込みとその使途、カウンターパートの配置等国際共同研究に向けた準備状況を記載ください。既に、大学間や研究機関等で相手国研究機関と協定を締結し、交流を行っている場合には、締結年月、協定の内容および協定に基づく交流状況等を記載ください。

(3) 倫理的配慮

- ・本研究が実施される国（相手国あるいは日本国）の倫理基準への適合性審査の状況を記載ください。

(4) 生物資源・知的財産等の取扱いについての検討状況

- ・研究成果の帰属、研究成果の実施、研究用試料の持ち込み、持ち出し等についての相手国研究機関との打ち合わせ状況を記載ください。

日本側から研究チームに参加予定の主な研究者^{*1}の氏名、研究者番号、所属、役職、エフォート、担当する研究の概要について記述してください。

氏名 (研究者番号 ^{*2})	所属機関名 (国名)	現在の 役職等	年齢 ※2012年4月1日 現在の年齢	エフォート ^{*3} (研究充当率)	担当する研究の概要
〇〇 〇〇〇 (XXXXXXXX)	△△大学 △△△学部 △△△学科	教授		〇〇%	研究全体の総括お よび□□の××
〇〇 〇〇〇 (XXXXXXXX)	□□大学	准教授		〇〇%	
〇〇 〇〇〇 (XXXXXXXX)	〇〇研究所	主任研究 員		〇〇%	
研究員 A (XXXXXXXX ^{*4})	△△大学 △△△学部 △△△学科	ポスドク	^{*4}	●●%	□□の××

^{*1} 本様式には e-Rad 上に登録し、研究者番号をお持ちの研究者のみについて記載してください。

^{*2} 研究者番号は、e-Rad 上に登録している研究者番号を記入ください。なお、JST との委託研究契約を予定している主たる共同研究者は、委託研究契約までに研究者番号を取得してください。

^{*3} 総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に従い記入してください。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

^{*4} 応募段階で確定していない研究者について、研究者 A、B、C 等で記載することが可能です。その場合、その方について研究者番号、所属機関また現在の役職等に関しては空欄としていただいても結構ですが、その他(年齢、エフォート、担当する研究の概要)についてはそのポストに想定される条件として記載してください。採択された段階で、ここに記載されたスペック(特に年齢)と合致する人材の研究参画が採択の条件となりえます。

- ・共同研究の相手国、相手国研究機関、研究実施場所、相手側研究代表者氏名および役職、相手側研究代表者の略歴、研究内容と共同研究での役割等について可能な範囲で記述してください。
- ・相手国研究機関が協力申請を検討している内容も含めて相手国研究機関との協力関係等についても可能な範囲で簡潔に記載ください。
- ・各相手国研究機関についての概要はA4用紙1枚程度を目安としますが、必要十分な記述が重要ですので、分量は定めません。
- ・相手国1カ国の中で複数の研究機関との共同研究を実施する場合は、相手国内で共同研究主体となる研究機関が特定されることが必要であることから、主体となる研究機関を『代表機関』とそれ以外を『協力機関』としてそれぞれの相手国の研究機関ごとに情報を記載ください。原則、相手国研究機関につき1名の研究者の情報を記載ください。
- ・複数国との共同研究を実施する場合は、主体となる相手国が特定されることが必要であることから、主体となる相手国の代表機関とそれ以外の国における代表機関（『協力機関』）の情報をそれぞれ記載ください。
- ・相手国研究機関が3機関以上の場合は、表を追加して記載ください。

1. 主体となる相手国研究機関（相手国の研究代表機関）の研究代表者

氏名	※英語で必ず記載ください。		国籍	
所属機関名	(日本語) ※日本語名がある場合のみ記載ください。			
	(英語) ※英語名は必ず記載ください。			
	国名		役職	
職歴等	最終 学歴	年 大学 学部卒業 西暦で記載ください。		
	学位	年 PhD (〇〇学) 取得 (〇〇大学) 西暦で記載ください。		
	主な 職歴と 研究 内容等	(記述例) 西暦で記載ください。 19〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部助手 〇〇〇〇〇〇について研究 20〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 研究員 〇〇〇〇〇〇〇〇に関する研究に従事		
【参考】 機関内のその他の 研究参加者	・氏名、役職、役割を記載してください（複数可）。			
【参考】 相手国研究機関と の協力関係	・相手国研究機関との間で現在までに構築されている協力関係について、具体的に記述してください。			

<p>【参考】 相手国研究機関 からの 協力要請</p>	<p>・相手国研究機関より提出される ODA 協力の要請の内容について、可能な範囲で記載ください。</p>
---	---

2. その他の相手国研究機関（相手国の協力機関またはその他の国の代表機関）の研究者

氏名	※英語で必ず記載ください。	国籍	
所属機関名	（日本語）※日本語名がある場合のみ記載ください。		
	（英語）※英語名は必ず記載ください。なお、協力機関に所属している研究者の場合は「協力機関」と明記ください。		
	国名		役職
職歴等	最終 学歴	年 大学 学部卒業 西暦で記載ください。	
	学位	年 PhD（〇〇学）取得（〇〇大学）西暦で記載ください。	
	主な 職歴と 研究 内容等	<p>（記述例） 西暦で記載ください。 19〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部助手 〇〇〇〇〇〇について研究 20〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 研究員 〇〇〇〇〇〇〇〇に関する研究に従事</p>	
共同研究における 役割	・共同研究の役割を具体的に記述してください。		
【参考】 機関内のその他の 研究参加者	・氏名、役職、役割を記載してください（複数可）。		
【参考】 相手国研究機関と の協力関係	・相手国研究機関との間で現在までに構築されている協力関係について、具体的に記述してください。		
【参考】 相手国研究機関か らの協力要請	・複数の国との共同研究を実施する場合は、それぞれの相手国の研究機関より提出される ODA 協力の要請の内容について、可能な範囲で記載ください。		

- ・費目別の JST からの委託研究費計画を記入してください。
- ・研究期間については公募要領 21 ページに記載のように、いつ R/D が署名されるかにより、研究開始時期が変動します。したがって下表は年度にこだわらずに記載してください。
- ・JST 委託研究費で執行可能な用途については、22～23 ページを参照してください。
- ・日本側で研究グループを形成する場合は、研究グループ別の研究費計画を記入してください。
- ・採択された場合、記載された研究費計画で研究を行うこととなるとは限りません。あくまでも応募時の計画であり、相手国研究機関への支援等も含めて採択された後に調整することになります。

1. 研究グループ全体の JST 委託研究費計画

		1年目※1	2年目	3年目	4年目	5年目	合計 (千円)
物品費	設備費						
	材料・消耗品費						
旅費							
人件費・謝金							
その他							
直接経費合計(千円)							
経費総額【間接経費を含む※2】(千円)							

※1 1年目は R/D 署名までの経費も含まれます。

※2 間接経費は、直接経費の 30% を上限として、委託研究費に含めることが可能です。
その場合、(間接経費) = (直接経費) × 0.3 で算出ください。

2. 研究グループ別の JST 委託研究費計画

●研究代表者グループ

研究代表者氏名 (所属・役職) : ○○ ○○ (○○大学○○研究科)

		1年目※1	2年目	3年目	4年目	5年目	合計 (千円)
物品費	設備費						
	材料・消耗品費						
旅費							
人件費・謝金							
その他							
直接経費合計(千円)							
経費総額【間接経費を含む※2】(千円)							

●共同研究グループ

主たる共同研究者氏名（所属・役職）： ○○ ○○（○○大学○○研究科）

		1年目※1	2年目	3年目	4年目	5年目	合計 (千円)
物品費	設備費						
	材料・消耗品費						
旅費							
人件費・謝金							
その他							
直接経費合計(千円)							
経費総額【間接経費を含む※2】(千円)							

※1 1年目はR/D署名までの経費も含まれます。

※2 間接経費は、直接経費の30%を上限として、委託研究費に含めることが可能です。
その場合、(間接経費) = (直接経費) × 0.3 で算出ください。

3.【参考】相手国研究機関の研究費計画（申請予定を含む）

●共同研究に関する技術協力要請（ODA）の研究費計画

相手国代表機関名 (国名)	相手国政府技術協力担当省庁名または 科学技術担当省庁名 (協力要請を提出している省庁)	技術協力要請（予定）の 研究費総額 (=ODA 事業経費予算)
		現地通貨 日本円換算額 千円

- ・複数の国との共同研究を実施する場合は、上記に行を追加して記載ください。
- ・ODA 事業経費は、採択後 JICA による詳細計画策定調査を経て決定されるため、ここでは【参考】として記載してください。
- ・通常の JICA 技術協力プロジェクトにおいては、開発途上国側で必要な経費すべてを ODA で負担するわけではありません。自立的持続的発展を促すためにも、開発途上国側に対して、応分の負担を求めます。したがって、相手国側の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、供与機材の運用や維持管理の経費、相手国側研究者の相手国内旅費等は、原則として相手国側負担となります。その点、本プログラムでも同様であるため、上記の金額が、ODA によって提供されるわけではなく、JICA による詳細計画策定調査において、相手国内における研究実施場所の確保、相手国側の研究者の人件費等、相手国側で応分の負担として負担すべき費用を整理する交渉もなされます。そのため、ODA 事業経費の予算は採択後の詳細計画策定調査を経て決定されるものであるということをあらかじめ承知おきください。

- 上記の ODA 技術協力プロジェクト以外に相手国研究機関が獲得している（する予定）の研究費計画

相手国代表機関 または協力機関名 (国名)	相手国において研究 費を支援している 機関名	支援されている研究の 概要	支援されている 研究費の総額
			現地通貨 日本円換算額 千円
			現地通貨 日本円換算額 千円

- ・前述の“相手国側負担”分原資になりうる予算を記載してください。相手国側政府自身からの補助金や、ファンディングエージェンシーなどからのファンディングを想定しています。

- ・A4用紙1枚以内に記載ください。
- ・様式6はe-Radでの提案書類応募に際して入力が必要な項目のため、念のため提案書類として提出いただきます。
- ・研究内容に関するキーワードおよび分野は、もっとも近いと思われるものを記載ください。

1. 分野

- ・研究課題の分類される分野に関し、巻末（別添3）の研究分野表から最も近いと思われるものについて、主分野は1個、副分野は1～3個以内を選び、“番号”と“研究区分”を記入ください。

		番号	研究区分
記入例→	主分野	No. 0101	ゲノム
記入例→	副分野	No. 0102	医学・医療

2. 提案内容に関するキーワード

- ・研究課題を理解する上で有効なものについて、巻末（別添4）の研究キーワード表から最も近いと思われるものを5つまで選び、“番号”と“キーワード”を記入ください。研究キーワード表に該当するものがない場合は、番号の欄に“*”をつけ、独自にキーワードを記入してください。

		番号	研究区分
記入例→	主分野	No. 0101	ゲノム
記入例→	副分野	No. 0102	医学・医療

・研究代表者および主たる共同研究者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、研究費の額、役割、提案課題との相違点・関連性等を明記してください。

研究代表者（研究提案者）：氏名 ○○ ○○

制度名 ¹⁾	研究課題名	①研究費 ³⁾ (期間全体) ② 〃 (H26年度) ③ 〃 (H25年度) (千円)	研究 期間	役割 ²⁾ (代表者/ 分担者)	エフォート ⁴⁾ (研究充当率)	ステータス	提案課題との相違点・関連性
地球規模課題対応国際科学協力プログラム	○○○○○	①150,000千円 ② 千円 ③30,000千円	H25－ H30	代表	30	申請中	－
科学研究費補助金 基盤研究(S)	○○○○○	①100,000千円 ②25,000千円 ③20,000千円	H22－ H26	代表	10	実施中	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
科学技術戦略推進費	○○○○○	①32,000千円 ②8,000千円 ③8,000千円	H23－ H26	分担	5	実施中	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○

1) 現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究費（期間全体）が多い順に記載してください。その後に、申請中・申請予定の助成等を記載してください（「ステータス」の欄に「(申請中)」等と明記してください）。

2) 「役割」は、代表又は分担等を記載してください。

3) 「研究費」は、本人が受給している金額（直接経費）を記載してください。

4) 「エフォート」は、年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要なとなる時間の配分率（%）を記載してください（総合科学技術会議における定義による）。本プログラムに採択されると想定した場合のを記載

してください。

※上記記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

主たる共同研究者：氏名 ○○ ○○

制度名 ¹⁾	研究課題名	①研究費 ³⁾ (期間全体) ② 〃 (H26年度) ③ 〃 (H25年度) (千円)	研究 期間	役割 ²⁾ (代表者/ 分担者)	エフォート ⁴⁾ (研究充当率)	ステータス	提案課題との相違点・関連性
地球規模課題対応国際科学協力プログラム	○○○○○	①150,000千円 ② 千円 ③30,000千円	H25－ H28	分担者	30	申請中	－
科学研究費補助金 基盤研究(S)	○○○○○	①100,000千円 ②25,000千円 ③20,000千円	H22－ H26	代表	10	実施中	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○
科学技術戦略推進費	○○○○○	①32,000千円 ②8,000千円 ③8,000千円	H23－ H26	分担	5	実施中	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○

様式8 研究代表者および研究代表機関事務担当者連絡先

・研究代表者の連絡先は審査関係の連絡先となりますので、間違いがないように留意ください。研究代表者が不在の際は、事務担当者へ連絡いたします。

研究代表者	氏名（フリガナ）		生年 月日	西暦 19 年 月 日	
	氏名（漢字）			（ 歳） ※2013年4月1日現在の年齢	
	研究者番号	e-Rad に登録している研究者番号を記載ください。		性別	
	機関・所属部署名				
	役職名				
	所属研究機関 コード	e-Rad に登録している所属機関コードを記載ください。			
	フリガナ 所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇			
	TEL.			FAX.	
	E-mail:				
所属機関 の産学官	所属機関が「産」「学」「官」のいずれに該当するか記述してください。（独法、国研＝「官」、大学＝「学」、民間＝「産」）				
研究代表機関 事務連絡担当者	フリガナ 担当者名			役職名	
	機関・所属部署名				
	事務 連絡先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇			
		TEL.			FAX.
E-mail:					

社会実装に関する企業の取り組みについて

独立行政法人科学技術振興機構
独立行政法人国際協力機構 御中

(参画企業)

企業名

氏名*

(*契約権者等を想定しています。)

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムに提案しています、下記の研究提案について、採択された場合には、以下の方針により、研究成果の社会実装を目指した取り組みを行う所存です。

○研究課題名 「 」
○研究代表者名

(書式は特に定めませんが、社会実装を目指した取り組みについて、以下の観点から可能な限り具体的に記載ください。)

- ・社会実装の方法
- ・社会実装までの道筋・スケジュール
- ・相手国及び日本を含めた他国へ与える影響
- ・技術の想定している用途、利用分野
- ・事業化・実用化に向けたリスク

別添 3 研究分野

番号	重点研究分野	研究区分
0101	ライフサイエンス	ゲノム
0102	ライフサイエンス	医学・医療
0103	ライフサイエンス	食料科学・技術
0104	ライフサイエンス	脳科学
0105	ライフサイエンス	バイオインフォマティクス
0106	ライフサイエンス	環境・生態
0107	ライフサイエンス	物質生産
0189	ライフサイエンス	共通基礎研究
0199	ライフサイエンス	その他
0201	情報通信	高速ネットワーク
0202	情報通信	セキュリティ
0203	情報通信	サービス・アプリケーション
0204	情報通信	家電ネットワーク
0205	情報通信	高速コンピューティング
0206	情報通信	シミュレーション
0207	情報通信	大容量・高速記憶装置
0208	情報通信	入出力 *1
0209	情報通信	認識・意味理解
0210	情報通信	センサ
0211	情報通信	ヒューマンインターフェイス評価
0212	情報通信	ソフトウェア
0213	情報通信	デバイス
0289	情報通信	共通基礎研究
0299	情報通信	その他
0301	環境	地球環境
0302	環境	地域環境
0303	環境	環境リスク
0304	環境	循環型社会システム
0305	環境	生物多様性
0389	環境	共通基礎研究
0399	環境	その他
0401	ナノテク・材料	ナノ物質・材料（電子・磁気・光学応用等）
0402	ナノテク・材料	ナノ物質・材料（構造材料応用等）
0403	ナノテク・材料	ナノ情報デバイス
0404	ナノテク・材料	ナノ医療
0405	ナノテク・材料	ナノバイオロジー
0406	ナノテク・材料	エネルギー・環境応用
0407	ナノテク・材料	表面・界面
0408	ナノテク・材料	計測技術・標準
0409	ナノテク・材料	加工・合成・プロセス
0410	ナノテク・材料	基礎物性
0411	ナノテク・材料	計算・理論・シミュレーション
0412	ナノテク・材料	安全空間創成材料
0489	ナノテク・材料	共通基礎研究
0499	ナノテク・材料	その他

番号	重点研究分野	研究区分
0501	エネルギー	化石燃料・加工燃料
0502	エネルギー	原子力エネルギー
0503	エネルギー	自然エネルギー
0504	エネルギー	省エネルギー・エネルギー利用技術
0505	エネルギー	環境に対する負荷の軽減
0506	エネルギー	国際社会への協力と貢献
0589	エネルギー	共通基礎研究
0599	エネルギー	その他
0601	ものづくり技術	高精度技術
0602	ものづくり技術	精密部品加工
0603	ものづくり技術	高付加価値極限技術(マイクロマシン等)
0604	ものづくり技術	環境負荷最小化
0605	ものづくり技術	品質管理・製造現場安全確保
0606	ものづくり技術	先進的ものづくり
0607	ものづくり技術	医療・福祉機器
0608	ものづくり技術	アセンブリープロセス
0609	ものづくり技術	システム
0689	ものづくり技術	共通基礎研究
0699	ものづくり技術	その他
0701	社会基盤	異常自然現象発生メカニズムの研究と予測技術
0702	社会基盤	災害被害最小化応用技術研究
0703	社会基盤	超高度防災支援システム
0704	社会基盤	事故対策技術
0705	社会基盤	社会基盤の劣化対策
0706	社会基盤	有害危険・危惧物質等安全対策
0721	社会基盤	自然と共生した美しい生活空間の再構築
0722	社会基盤	広域地域研究
0723	社会基盤	水循環系健全化・総合水管理
0724	社会基盤	新しい人と物の流れに対応する交通システム
0725	社会基盤	バリアフリー
0726	社会基盤	ユニバーサルデザイン化
0789	社会基盤	共通基礎研究
0799	社会基盤	その他
0801	フロンティア	宇宙科学（天文を含む）
0802	フロンティア	宇宙開発利用
0821	フロンティア	海洋科学
0822	フロンティア	海洋開発
0889	フロンティア	共通基礎研究
0899	フロンティア	その他
0900	人文・社会	
1000	自然科学一般	

*1：情報通信システムとの入出力を容易にする技術。ただし、研究区分番号0209～0211を除く。

別添 4 研究キーワード表

番号	キーワード
001	遺伝子
002	ゲノム
003	蛋白質
004	糖
005	脂質
006	核酸
007	細胞・組織
008	生体分子
009	生体機能利用
010	発生・分化
011	脳・神経
012	動物
013	植物
014	微生物
015	ウイルス
016	行動学
017	進化
018	情報工学
019	プロテオーム
020	トランスレーショナルリサーチ
021	移植・再生医療
022	医療・福祉
023	再生医学
024	食品
025	農林水産物
026	組換え食品
027	バイオテクノロジー
028	痴呆
029	癌
030	糖尿病
031	循環器・高血圧
032	アレルギー・ぜんそく
033	感染症
034	脳神経疾患
035	老化
036	薬剤反応性
037	バイオ関連機器
038	フォトニックネットワーク
039	先端的通信
040	有線アクセス
041	インターネット高度化
042	移動体通信
043	衛星利用ネットワーク

番号	キーワード
044	暗号・認証等
045	セキュア・ネットワーク
046	高信頼性ネットワーク
047	著作権・コンテンツ保護
048	ハイパフォーマンス・コンピューティング
049	ディペンダブル・コンピューティング
050	アルゴリズム
051	モデル化
052	可視化
053	解析・評価
054	記憶方式
055	データストレージ
056	大規模ファイルシステム
057	マルチモーダルインターフェース
058	画像・文章・音声等認識
059	多言語処理
060	自動タブ付け
061	バーチャルリアリティ
062	エージェント
063	スマートセンサ情報システム
064	ソフトウェア開発効率化・安定化
065	ディレクトリ・情報検索
066	コンテンツ・アーカイブ
067	システムオンチップ
068	デバイス設計・製造プロセス
069	高密度実装
070	先端機能デバイス
071	低消費電力・高エネルギー密度
072	ディスプレイ
073	リモートセンシング
074	モニタリング(リモートセンシング以外)
075	大気現象
076	気候変動
077	水圏現象
078	土壌圏現象
079	生物圏現象
080	環境質定量化・予測
081	環境変動
082	有害化学物質
083	廃棄物処理
084	廃棄物再資源化
085	大気汚染防止・浄化
086	水質汚濁・土壌汚染防止・浄化

番号	キーワード
087	環境分析
088	公害防止・対策
089	生態系修復・整備
090	環境調和型農林水産
091	環境調和型都市基盤整備・建築
092	自然共生
093	政策研究
094	磁気記録
095	半導体超微細化
096	超高速情報処理
097	原子分子処理
098	走査プローブ顕微鏡(STM、AFM、STS、SNOM、他)
099	量子ドット
100	量子細線
101	量子井戸
102	超格子
103	分子機械
104	ナノマシン
105	トンネル現象
106	量子コンピュータ
107	DNAコンピュータ
108	スピンエレクトロニクス
109	強相関エレクトロニクス
110	ナノチューブ・フラーレン
111	量子閉じ込め
112	自己組織化
113	分子認識
114	少数電子素子
115	高性能レーザー
116	超伝導材料・素子
117	高効率太陽光発電材料・素子
118	量子ビーム
119	光スイッチ
120	フォトニック結晶
121	微小共振器
122	テラヘルツ/赤外材料・素子
123	ナノコンタクト
124	超分子化学
125	MBE、エピタキシャル
126	1分子計測(SMD)
127	光ピンセット
128	(分子) モーター
129	酵素反応

番号	キーワード
130	共焦点顕微鏡
131	電子顕微鏡
132	超薄膜
133	エネルギー全般
134	再生可能エネルギー
135	原子力エネルギー
136	太陽電池
137	太陽光発電
138	風力
139	地熱
140	廃熱利用
141	コージェネレーション
142	メタンハイドレート
143	バイオマス
144	天然ガス
145	省エネルギー
146	新エネルギー
147	エネルギー効率化
148	二酸化炭素排出削減
149	地球温暖化ガス排出削減
150	燃料電池
151	水素
152	電気自動車
153	LNG車
154	ハイブリッド車
155	超精密計測
156	光源技術
157	精密研磨
158	プラズマ加工
159	マイクロマシン
160	精密部品加工
161	高速プロトタイピング
162	超精密金型転写
163	射出成型
164	高速組立成型
165	高速伝送回路設計
166	微細接続
167	
168	ヒューマンセンタード生産
169	複数企業共同生産システム
170	品質管理システム
171	低エン트로ピー化指向製造システム
172	地球変動予測
173	地震
174	火山
175	津波
176	土砂災害

番号	キーワード
177	集中豪雨
178	高潮
179	洪水
180	火災
181	自然災害
182	自然現象観測・予測
183	耐震
184	制震
185	免震
186	防災
187	防災ロボット
188	減災
189	復旧・復興
190	救命
191	消防
192	海上安全
193	非常時通信
194	危機管理
195	リアルタイムマネジメント
196	国土開発
197	国土整備
198	国土保全
199	広域地域
200	生活空間
201	都市整備
202	過密都市
203	水資源
204	水循環
205	流域圏
206	水管理
207	淡水製造
208	喝水
209	延命化
210	長寿命化
211	コスト縮減
212	環境対応
213	建設機械
214	建設マネジメント
215	国際協力
216	国際貢献
217	地理情報システム (GIS)
218	交通事故
219	物流
220	次世代交通システム
221	高度道路交通システム (ITS)
222	走行支援道路システム (AHS)
223	交通需要マネジメント

番号	キーワード
224	バリアフリー
225	ユニバーサルデザイン
226	輸送機器
227	電子航法
228	管制
229	ロケット
230	人工衛星
231	再使用型輸送系
232	宇宙インフラ
233	宇宙環境利用
234	衛星通信・放送
235	衛星測位
236	国際宇宙ステーション (ISS)
237	地球観測
238	惑星探査
239	天文
240	宇宙科学
241	上空利用
242	海洋科学
243	海洋開発
244	海洋微生物
245	海洋探査
246	海洋利用
247	海洋保全
248	海洋資源
249	深海環境
250	海洋生態
251	大陸棚
252	極地
253	哲学
254	心理学
255	社会学
256	教育学
257	文化人類学
258	史学
259	文学
260	法学
261	経済学

別添5 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。当該システムの使用に当たっては、研究機関および研究者の事前登録が必要となります。

なお、申請に当たっては、①e-Radを用いたWeb上での入力、②e-Radを用いた電子媒体の様式のアップロード、の2つの作業が必要です。必要な様式と部数は以下の通りです。web入力、記入等に当たっては、後述する説明、記入例等を参照して、誤りのないように記入してください。

1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

2. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ先

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。e-Radのポータルサイトをよく確認の上、問い合わせてください。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク	0120-066-877 午前9:30～午後5:30※土曜日、日曜日、祝祭日を除く
-------------------------------------	-----------------------------	--

3. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の使用に当たっての留意事項

①e-Radの操作方法

e-Radの操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト（<http://www.e-rad.go.jp/>）から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

②システムの利用可能時間帯

（月～金）午前6：00～翌午前2：00まで

（土・日）午後0：00～翌午前2：00まで

なお、祝祭日であっても、上記の時間帯は利用可能です。ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

③研究機関の登録

応募に当たっては、応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Radに関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申

請も併せて) 行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。なお、ここで登録された企業を所属研究機関と称します。

④研究者情報の登録

本プログラムに応募する際の実施担当者を研究者と称します。所属研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

ポータルサイトに掲載されている所属研究機関向け操作マニュアルを参照してください。

⑤e-Rad上の課題等の情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本プログラムのホームページにおいて公開します。

⑥e-Radからの政府研究開発データベースへの情報提供等

e-Radを通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。

※「政府研究開発データベース」：国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

4. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募の流れおよび注意事項

<e-Rad を利用した応募の流れ>

所属研究機関が行う：府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録

研究機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を（事務分担者を設ける場合は、事務分担者申請も併せて）行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

<http://www.e-rad.go.jp/>

所属研究機関が行う：電子証明書のインポート

システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード）、電子証明書が届きます。作業用 PC に電子証明書をインポートし、通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル 「2.1 電子証明書のインポートと削除」

所属研究機関が行う：部局情報、事務分担者情報、研究者情報の登録

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、研究者（申請する際に代表者となる方）を登録し、事務分担者用および研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル 「2.2 ログイン」、2.3 「所属研究機関情報の管理」、 「2.4 事務分担者情報の管理」、 「2.5 研究者情報の管理」

研究者が行う：公募要領・申請様式の取得

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式をダウンロードします。もしくは、SATREPS のウェブサイトから当該ファイルをダウンロードします。

研究者が行う：応募情報の入力と提出

システムに必要事項を入力及び申請書をアップロードします。

システムには、それぞれ、①Web 上で直接入力が必要な内容、②電子媒体（PDF、Word、一太郎）で添付する内容があります。

参照マニュアル：所属研究機関用マニュアル 「2.3-3～22」

JST にて受理

なお、提案書類のアップロード後は、システムにて提案書類受理状況が確認できます。

※ 応募締切日までに応募状況が「配分機関受付中」とならない研究提案書類は無効となります。

※ JST にて応募情報が受理されると、e-Rad システムの「受付状況一覧画面」の応募情報の状態が「配分機関受付中」から「処理中」に変更されます。(受理作業は応募締切日の 1 4 日後 **平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日まで**に行います。)

※ JST から文書またはメールでの受理通知は行いませんので、応募締切日の 1 4 日後以降、e-Rad の応募情報の状態が「処理中」になっていることを必ず確認してください。

5. 提案書類の注意事項

ポータルサイト	http://www.e-rad.go.jp/
申請締切日	平成24年11月13日（火）正午 【厳守】
注意事項 (e-Rad の利用方法)	<ul style="list-style-type: none"> ●e-Radを利用の上、提出してください。e-Radの操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。 ●本プログラム内容を確認の上、<u>所定の提案書類の様式ファイルをダウンロードしてください。</u> ●システムへの応募情報入力に当たっては、 <ul style="list-style-type: none"> A) Web で直接入力が必要な内容 B) ポータルに掲載されている電子媒体の所定の様式に記入し、当該ファイルを添付するものがあり、それぞれ、入力、作成が必要です。 <p>①A) については、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への入力項目について」をご参照ください。</p> <p>②B) については、様式0から10までの電子媒体をダウンロードし、「Word」「一太郎」「PDF」のいずれかの形式にて作成し、応募してください。「Word」「一太郎」「PDF」の対応バージョンについては、研究者用マニュアルを参照してください。</p> <p>注1) 電子媒体に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。</p> <p>注2) アップロードできる電子媒体は1ファイルで最大容量は3MBです。それを超える容量のファイルは巻末の問い合わせ先（JST 地球規模課題国際協力室）へ問い合わせてください。</p> <p>注3) 電子媒体の様式は、アップロードを行うと、自動的にPDFファイルに変換されます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者向け操作マニュアルを参照してください。</p> <p>注4) 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、ヘルプデスクまで連絡してください。</p> <p>注5) 申請の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することができます。</p>

6. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への入力項目について

e-Rad にログイン後、応募情報登録画面において、以下の項目を入力することが必要になります。入力する際、提案書類と差異がないように下記の対比表を参照ください。

e-Rad 入力項目	提案書類の項目	備考	
研究共通情報	新規継続区分	—	新規を選択ください。
	課題 ID	—	記入不要
	研究開発課題名	様式 1 (a) 研究課題名	
	研究期間	様式 1 (b) 研究期間	
	主分野	様式 6 1. 分野	
	副分野 1～3	様式 6 1. 分野	
	研究キーワード 1～5	様式 6 2. 研究キーワード	
	研究目的	様式 1 (i) 研究課題の目的	
	研究概要	様式 1 (j) 研究課題の概要	
研究個別情報	研究課題名【英語】	様式 1 (a) 研究課題名 (英語)	ODA 事業名と同じ課題名
	研究期間	様式 1 (b) 研究期間	3～5年間より選択
	国内参画機関名	様式 1 (f) 国内参画機関名	複数機関可。
	研究費総額【JST 委託研究】	様式 1 (c) 研究費総額 (JST)	間接経費 30%を含む。単位：千円
	研究費総額【ODA 事業経費】	様式 1 (c) ODA 事業経費総額 (相手国側)	間接経費なし。単位：千円
	相手国の地域	—	別添 1 の 6 つの地域より選択ください。
	相手国名	様式 1 (g) 相手国	複数国可 (*)
	相手国研究機関名	様式 1 (h) 相手国研究機関名	複数機関可。
	研究代表者の連絡先 (郵便番号)	様式 8 研究代表者の連絡先郵便番号	選考に関する全ての情報は、 <u>入力いただきました連絡先へ通知いたしますので入力ミス等がないようにお願いいたします。</u>
	研究代表者の連絡先 (住所)	様式 8 研究代表者の連絡先住所	
	研究代表者の連絡先 (電話番号)	様式 8 研究代表者の連絡先の電話番号	
	研究代表者のメールアドレス	様式 8 研究代表者のメールアドレス	
	代表研究機関の事務連絡先のメールアドレス	様式 8 代表研究機関の事務連絡担当のメールアドレス	
	産学官連携	様式 2. 2 様式 10	
	若手人材の参画	様式 3	
《境界領域のみ》該当する複数の研究分野 (境界領域)	様式 1		

e-Rad 入力項目		提案書類の項目	備考
応募時 予算額	直接経費総額	様式 5 1. 研究グループ全体の JST 研究費計画『直接経費合計』	年度ごと。単位：千円
研究組織 情報	研究者情報、直接経費、 エフォート	様式 3 日本側研究体制 『氏名』他	研究代表者の情報のみを入力 ください。
応募・ 受入 状況	助成の有無、配分機関コード、 事業コード、研究課題名、 研究期間、予算額、エフォー ト	様式 7 『制度名、研究課題名、 研究費、研究期間、エフォート』	研究組織情報に登録した研究 代表者の情報のみを入力く ださい。

*複数国間での共同研究として応募される場合にのみ、参画される国すべてを記載してください。なお、その場合は、16 ページ等の記述をよく確認ください。

【お問い合わせ先】

お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします（お急ぎの場合を除く）。

また、研究提案募集ウェブサイト

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

に最新の情報を掲載しますので、あわせて参照ください。

独立行政法人 科学技術振興機構

国際科学技術部 地球規模課題国際協力室

〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's 五番町

E-mail: global@jst.go.jp [募集専用]

電話： 03-5214-8085（月曜～金曜 10:00～12:00／13:00～17:00※）

※祝祭日を除く